

令和3年度 香美町教育の重点



香美町教育委員会

はじめに

令和2年1月、わが国において新型コロナウイルスによる感染者が初めて確認されて以来、新型コロナウイルス感染症の流行は、私たちの生活を一変させ、教育をはじめとするあらゆる社会構造を大きくゆがめています。今後ともどのように推移していくのか、出口の見えない新型コロナウイルスとの戦いは続いていきます。

中世のペストや第一次世界大戦中のスペイン風邪、西暦2000年代当初の重症急性呼吸器症候群(SARS)の大流行を経験した我々は、歴史に学び、このコロナ禍を克服していかねばなりません。人類の叡智と科学の力で必ず克服できると確信しています。

令和3年度からは、いよいよ中学校新学習指導要領が全面実施となります。

また、国では令和の時代にふさわしい初等中等教育の在り方について、これまでから鋭意審議されてきており、令和3年1月26日、答申として取りまとめられました。今後とも、この答申を踏まえ、社会状況の変化を見据えた様々な取組が予想されます。

香美町では、第2次香美町総合計画前期基本計画の5年間が終了するにあたり、その評価・検証を踏まえた後期基本計画(令和3年度～令和7年度)を令和2年12月に策定しました。まちの将来像として「こどもたちに夢と未来をつなぐまち～美しい山・川・海 人が躍動する交流と共生のまちをめざして～」を掲げ、「町の将来にわたる存続」を最優先に取り組みするため、「町づくりは人づくり」を基とし、次代を担う子どもに焦点をあて、子どもから高齢者まで、すべての町民が住みやすいまちづくりを引き続きめざしています。

令和3年度は、現行の『香美町教育振興基本計画 後期計画』(平成28年12月策定)に基づく教育実践の総仕上げに取り組むとともに、第2期『香美町教育振興基本計画』(令和4年度～令和13年度)の策定を進め、香美町における今後10年間の教育の方向付けをする大切な年度でもあります。

新型コロナウイルス感染症対策、香美町ならではの教育の推進、学校園における働き方改革のさらなる推進など、取り組むべき課題等は山積しています。しかし、どのような状況にあっても、教育に携わる者は、教育の目的が「人格の完成」をめざすことであり、教育における「不易」を大切にしていって取り組んでいくことが肝要です。

夢や志を持ち、直面するさまざまな変化を柔軟に受け止め、主体的に向き合っただけでなく、豊かな感性やしなやかな思考を働かせて、何事にも果敢に挑戦し、活躍することができる子どもたちの育成をめざして、地域社会全体で、求められる未来の創り手、人づくりに取り組んでいきましょう。

令和3年4月

香美町教育委員会

令和3年度 香美町教育の重点 目次

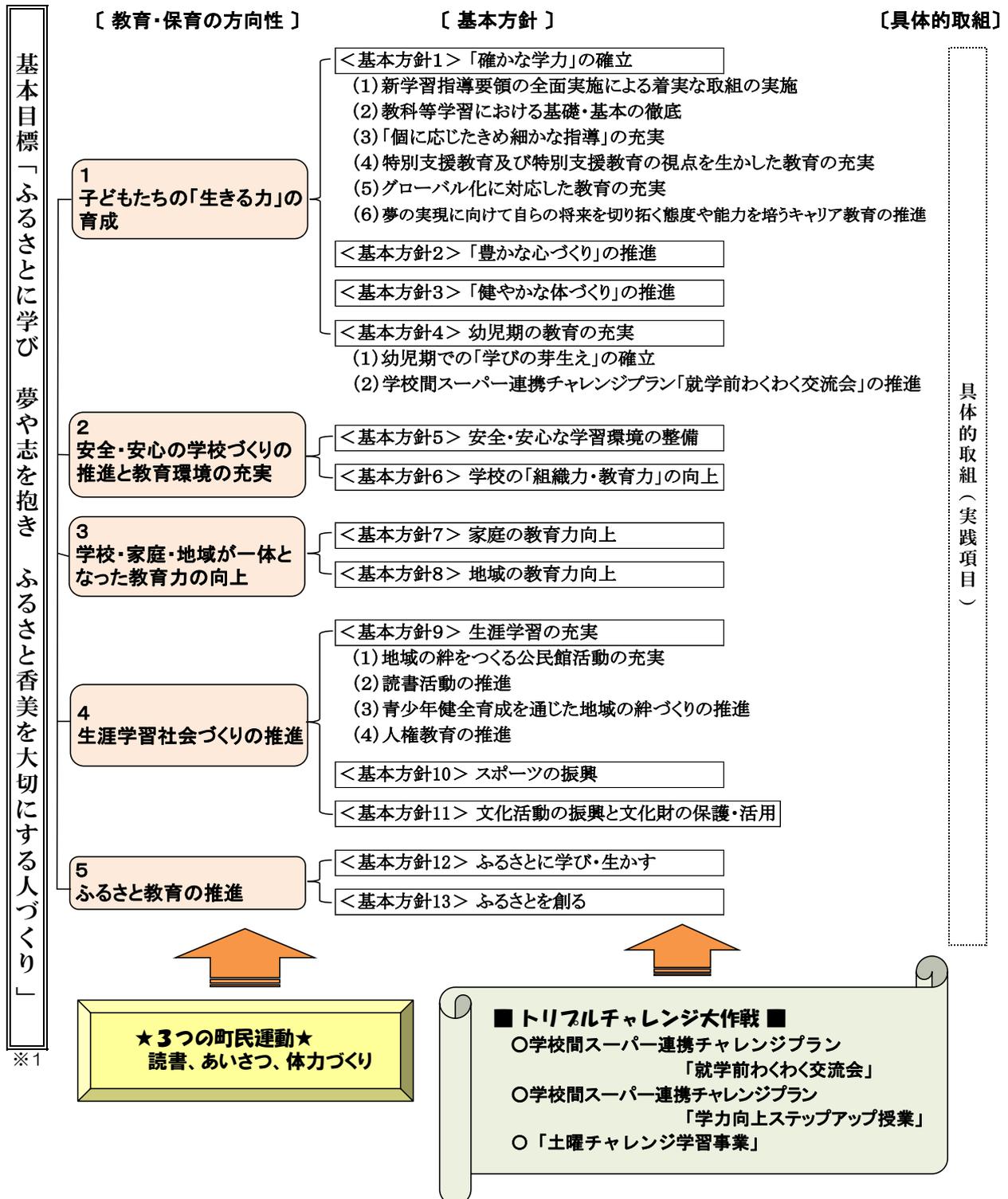
◇ はじめに	i
◇ 目次	ii
◇ 令和3年度香美町教育の重点概要図	iii
I 令和3年度の教育に臨む基本的な考え方	1
◆ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応等について	
■ 香美町ならではの教育の挑戦	
1 香美町ならではの「魅力ある学校園づくり」の推進	
（1）新しい学習指導要領等がめざす教育・保育の実現	
（2）香美町ならではの教育・保育の充実	
2 地域をあげた人づくりの推進	
（1）たくましく生きる力の土台づくりとなる「3つの町民運動」の展開	
（2）ふるさと教育の推進	
3 教育・保育における子育て支援の推進	
（1）幼児期における教育・保育の充実	
（2）子育て支援の充実	
4 地域を元気にし、絆をつくる生涯学習・生涯スポーツ活動の推進	
II 基本方針及び具体的取組	16
1 子どもたちの「生きる力」の育成	16
<基本方針1> 「確かな学力」の確立	
（1）新学習指導要領の全面実施による着実な取組の実施	
（2）教科等学習における基礎・基本の徹底	
（3）「個に応じたきめ細かな指導」の充実	
（4）特別支援教育及び特別支援教育の視点を生かした教育の充実	
（5）グローバル化に対応した教育の充実	
（6）夢の実現に向けて自らの将来を切り拓く態度や能力を培うキャリア教育の推進	
<基本方針2> 「豊かな心づくり」の推進	
<基本方針3> 「健やかな体づくり」の推進	
<基本方針4> 幼児期の教育の充実	
（1）幼児期での「学びの芽生え」の確立	
（2）学校間スーパー連携チャレンジプラン「就学前わくわく交流会」の推進	
2 安全・安心の学校づくりの推進と教育環境の充実	31
<基本方針5> 安全・安心な学習環境の整備	
<基本方針6> 学校の「組織力・教育力」の向上	
3 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上	37
<基本方針7> 家庭の教育力向上	
<基本方針8> 地域の教育力向上	
4 生涯学習社会づくりの推進	39
<基本方針9> 生涯学習の充実	
（1）地域の絆をつくる公民館活動の充実	
（2）読書活動の推進	
（3）青少年健全育成を通じた地域の絆づくりの推進	
（4）人権教育の推進	
<基本方針10> スポーツの振興	
<基本方針11> 文化活動の振興と文化財の保護・活用	
5 ふるさと教育の推進	45
<基本方針12> ふるさとに学び・生かす	
<基本方針13> ふるさとを創る	
用語説明・資料	47

令和3年度 香美町教育の重点 概要図

<基本的な考え方>

■ 香美町ならではの教育の挑戦

- 1 香美町ならではの「魅力ある学校園づくり」の推進
 - (1) 新しい学習指導要領等がめざす教育・保育の実現
 - (2) 香美町ならではの教育・保育の充実
- 2 地域をあげた人づくりの推進
 - (1) たくましく生きる力の土台づくりとなる「3つの町民運動」の展開
 - (2) ふるさと教育の推進
- 3 教育・保育における子育て支援の推進
 - (1) 幼児期における教育・保育の充実
 - (2) 子育て支援の充実
- 4 地域を元気にし、絆をつくる生涯学習・生涯スポーツ活動の推進



※1

I 令和3年度の教育に臨む基本的な考え方



◆◆新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応等について

新型コロナウイルス感染症の流行は、今なお、私たちの生活全般にわたって様々な影響を及ぼしています。とりわけ、子どもたちの「学びの保障」への影響は大きなものがあります。

今後とも、国や県の対処方針を踏まえるとともに、「新型コロナウイルス感染症に係る香美町対処方針」に基づき、取組を実施していきます。

「新型コロナウイルス感染症に係る香美町対処方針」は、令和3年1月14日時点での香美町新型コロナウイルス感染症対策本部による改定版に基づくものであり、今後、新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しがあります。

◆学校園における対応等について

学校園※2は、下記の点に留意の上、町内における感染状況を踏まえた適切な学校園の運営を行う。

(1) 町立学校（幼稚園、小学校、中学校）

○ 教育活動

兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策をした上で、教育活動を行う。

兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間（2月7日まで）は、県外における活動（修学旅行を含む、受験及び就職活動を除く）を行わない。また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止策を徹底する。

○ 感染防止対策

- ・感染リスクが高いとされている活動は行わない。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分注意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・受験及び就職活動を控える児童生徒及び保護者等に対して事前の体調管理を含め感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・児童生徒、教職員に対して20時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。など

○ 部活動

十分な感染防止の対策をした上で実施する。実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。また活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する。

- 令和3年2月7日までの間（兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間）は大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度高体連、中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文科関連連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

○ 心のケア

「感染時における対応」

感染者が発生した場合、まずは保健所の指示に従って、感染者（濃厚接触者及び関係者を含む）の出席停止及び消毒等の対応を行う。また、感染拡大防止のために必要があれば、学級又は学年、学校の臨時休業を実施する。

さらに広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ

- 保育所等については、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で保育等を実施する。
- 県が作成配布する「5つの場面」等を解説した動画を職員等の研修に活用する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所等において、新型コロナウイルス患者が発生し、職員が不足する施設に向けては、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

◆ 社会教育施設等における対応等について

○ 感染防止対策

- ・ 催し物の開催制限
- ・ 来館者多数の場合の入場制限
- ・ 発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・ 発熱チェック
- ・ マスク着用の徹底、消毒液の設置
- ・ 演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・ 密閉、密集、密接状態の回避（休憩時間、回数増、換気など）
- ・ 入館者の氏名、連絡先等の把握
- ・ 「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの提示を来館者への登録呼びか

け 等

○ 公民館等の社会教育施設

- ・「ひょうごスタイル」を徹底するとともに、利用に当たっては、定員の50%以内で、大会等のイベント利用については、兵庫県の示した基準以内において主催者の判断で行う。

○ 社会体育施設

- ・「ひょうごスタイル」を徹底するとともに、試合、大会等のイベント利用については、兵庫県の示した基準以内において主催者の判断で行う。
- ・利用人数の上限は、施設の収容率の基本50%以内とするが、演劇、舞踊、伝統芸能など、大声での声援等がないことを前提に100%以内まで可能な場合もある。

○ 小・中学校の施設(体育館、グラウンド)

- ・「ひょうごスタイル」を徹底する。

<参考>

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省）

○「新型コロナウイルスの対応について」（兵庫県教育委員会ホームページ）

新型コロナウイルスの感染拡大を予防するための

ひょうごスタイル

って、

ウイルスとの共存を意識した生活習慣

感染拡大を予防するための日常生活【ライフスタイル】

各場面の行動スタイル

(1) 密閉 密集 密接

「3密」の回避

(2) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保

できるだけ**2m**、最低**1m**。

(3) マスクの着用、咳エチケットの徹底

(4) 手洗い・手指消毒

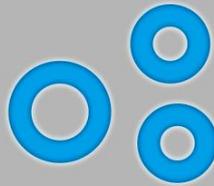
手洗いは**30秒程度**。石けん・消毒薬の利用

(5) 体温測定・健康チェック

熱や風邪の症状がある時は自宅で療養

(6) 発症時やクラスター発生時に備え、

いつ誰とどこで会ったかを記録



感染拡大を予防するための働き方【ワークスタイル】

- 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤の推進
- 会議はオンラインで
- 対面での打合せは換気とマスクを
- 発熱など体調不良の従業員の出勤を停止
- 職場での「3密」の防止

自然災害と感染症との複合災害への備え

- 「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」の活用
- 複合災害に対応するための事前準備
 - ・自然災害と感染症との「複合災害」に備え、避難場所・避難所の確認や避難所での対応等について、事前に準備
 - ・避難判断にあたっては、「マイ避難カード」や「ひょうご防災ネット」アプリを活用

買い物

- 通販、電子決済の利用
- 展示品への接触は控える
- レジに並ぶときは、前後にスペース
- 計画を立て、1人又は少人数ですいた時間に素早く済ませます

電車・バスの利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯を避ける
- 徒歩や自転車も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも利用
- お酌、グラスやお酒口の回し飲みは避ける
- 対面ではなく、横並びで座る
- 会話は控えめに
- 大皿は避け、料理は個々に
- 食食・飲み会は感染防止策を十分に

娯楽・スポーツ等

- 公園はすいている時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとる
- 予約制を利用する
- 歌や応援は、十分な距離の確保かオンラインで

イベント等

- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない
- 接触確認アプリ・追跡システムの利用を

なんだ？

兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」を取り入れ、新型コロナウイルス感染拡大予防にご協力をお願いします。

兵庫県

（兵庫県ホームページから）

■ 香美町ならではの教育の挑戦

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校の臨時休業や、子どもたちの教育活動、町民の学びの場における様々な制約など、これまでに前例のない状況が続いた中であっても、私たちは、「学び」の停滞を招くことのないよう果敢に挑戦を進めてきました。

このような取組を展開する中で、私たちは、日々の生活の中で学校が果たす役割の重要性や学校がどれだけ大きな存在であるかということをも改めて認識しました。

同時に、教師による対面指導や児童生徒同士による学び合いなど、体験的に学ぶことの重要性を再認識するとともに、学びを保障する手段としてICTを活用した教育の積極的な取組の必要性を再確認しました。

今なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための様々な制限等は続いています。しかし、「学び」の歩みを止めることなく前進を図ります。

今年度は、『香美町教育振興基本計画 後期計画』（平成28年12月策定）に基づく教育実践の総仕上げの年です。国や県の教育の動向を踏まえつつ、前述の計画のさらなる具現化を図り、一層の香美町らしさを創出し、「ふるさと香美町を大切に作る人づくり」に向けた教育の推進を図ります。

取組の推進にあたっては、学校園における実効性のある働き方改革をさらに進めるとともに、子どもたちに充実した質の高い教育・保育を保障するために、教育委員会や学校・家庭・地域など、すべての関係者がめざす理念を共有しながら、それぞれの立場で実施可能な取組を実践していかねばなりません。

町の将来の担い手育成のためには、学校・家庭・地域が互いに連携し、役割分担し合いながら、社会総ぐるみで子どもたちを幼児期から地域の中で育み、教育する必要があります。

香美町には、①個に応じた指導を進めるための環境を有し、一人一人を磨き育てる教育が可能であること、②校区ならではの教育・学習資源や教育力に恵まれ、地域と一体となった教育が可能であることなど、絶好の教育環境が整っています。

各学校園は、教職員一人がかかわる園児、児童生徒数が少なく、個別指導がしやすい教育環境にあります。そのことを強みと捉え、一人一人を認め育てる個に応じた指導に積極的に取り組むことにより、教科等の学習の充実に努め、学校教育法が定める学力の要素である①基礎的・基本的な知識及び技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③主体的に学習に取り組む態度の涵養をめざします。

また、児童生徒の英語力の向上に力点を置いた取組を引き続き進めるとともに、若手教員の指導力向上や、指導方法・指導体制の工夫改善による小学校の国語科・算数科における学力向上をめざしたさらなる取組を新たに進め

ます。

さらに、家庭との連携や校種の枠を越えた一貫化教育※3の取組により、学校と家庭での学びをつなぐ学習習慣などの定着を図るとともに、子どもたちの発達や学びの連続性に配慮した「縦の関係」を踏まえた取組を進めます。

一般的に、小規模な学校園の課題としては、人間関係の固定化、序列化、社会性の不足などが生じ得ることが指摘されています。これらを克服するため、「横の連携」を意識した学校間スーパー連携チャレンジプランによる「学力向上ステップアップ授業」や「就学前わくわく交流会」を推進し、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する機会や場とするとともに、教育・保育のさらなる質的高まりをめざします。

小学校の放課後における児童への支援活動として、「ひょうごがんばり学びタイム事業」を活用して、補充学習等の推進を図ります。

また、学校外での活動として、公民館における「土曜チャレンジ学習事業」などによる子どもたちの体験交流学習をさらに推進します。

このような基本的な考え方に立ち、次に示す四つの柱で取組を進めます。



ひょうごがんばり学びタイム

1 香美町ならではの「魅力ある学校園づくり」の推進

(1) 新しい学習指導要領等がめざす教育・保育の実現

幼児期における教育・保育は、子どもたち一人一人の生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、質の高い教育・保育の機会を保障することが極めて重要です。

幼稚園等では、これまでに蓄積された新保育所保育指針、新幼稚園教育要領などによる教育・保育の実践を広く検証するとともに、さらなる実践の質的向上をめざして取り組むことが求められています。

引き続き全教職員が、健康な心と体など「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※4を念頭に置いて捉え、子どもたちの発達に必要な援助を行うなど、その実践の質的向上を図ります。

とりわけ、幼児期における教育・保育と児童期の教育の円滑な接続を図ることが求められており、令和元年度に兵庫県教育委員会の指定を受けて研究に取り組んだ「幼小の円滑な接続推進事業」の成果や併設園のメリットを最大限に生かして取り組んでいくことが大切です。



小学生による読み聞かせ

小学校では、新学習指導要領が昨年度全面実施となり、2年目を迎えます。1年目の取組で明らかになった成果や課題を踏まえ、更なるステップアップをめざすとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざすため、これまで以上に社会との連携及び協働を図り、「主体的・対話的で深い学び」※5の実現や「カリキュラム・マネジメント」※6の充実等に向けて、全教職員のさらなる共通理解のもとに取組を進めます。

中学校では、今年度から新学習指導要領による教育が全面実施となります。1年早く全面実施となった小学校における取組にも学びつつ、新学習指導要領の趣旨の実現に向けて取り組みます。

各学校園では、今なお続くコロナ禍の中で見えてきた様々な課題に校長のリーダーシップのもと、果敢に取り組むとともに、子どもたち一人一人の「生きる力」の育成を図り、豊かな学びを実現するため、それぞれの校園区の教育環境や地域の特色を生かしつつ、学力向上をめざした香美町ならではの「魅力ある学校園づくり」に全力で取り組みます。

(2) 香美町ならではの教育・保育の充実

個に応じた指導を進めるための絶好の教育環境を生かし、「確かな学力」を育成するために、小・中学校では教科学習における基礎・基本の確実な定着を図るとともに、児童生徒一人一人に応じた指導を充実していきます。

特に、子どもたちへの指導にあたっては、心理学や脳科学の知見を生かし、「ほめる」指導や「認める」指導を大切にするとともに、中学校が基軸となり、保・幼・小・中が連携し合い、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた一貫化教育の取組を積極的に推進します。

また、児童生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫したり、「なすことによって学ぶ」ことを大切にしたい体験的な活動や教科等の特質に応じた体験を伴う学習活動を重視したりする取組を進めます。

併せて、補充的な学習や発展的な学習などを取り入れた指導、「学校間スーパー連携チャレンジプラン」等を通じた教師間の協力的な指導など、より効果的な指導方法や指導体制の工夫改善にも取り組みます。

特に複式学級における指導においては、先進校の取組に学ぶとともに、児童自身がリーダー役を務めて学習活動を進めたり、相互に学び合う活動の充実を図ったりするなどして、効果的な指導に努めます。



複式授業

特別な配慮を必要とする児童生徒等への指導にあたっては、特別支援教育コーディネーターや学級担任が中心となり、スクールアシスタントや介助員、学校生活支援教員などとの連携を図り、県立特別支援学校等の助言や援助を活用しつつ、個に応じた支援を行うとともに、特別支援教育の視点を生かした指導の充実を図ります。

香美町などで実施予定だった「ワールドマスターズゲームズ2021関西」※7は1年延期となりましたが、スポーツを通じた国際交流が進むとともに、2025年大阪万国博覧会開催による訪日客の来町増加が期待されるなど、今後ともますますグローバル化する中で、世界と向き合うことが求められると予想されます。

このような状況を踏まえた時、子どもたちが外国語を使って多様な人々と目的に応じたコミュニケーションを図ることができるようにする必要があります。

児童生徒の英語力の向上にあたっては、中学生の英語力向上を支援するため、「英語能力判定テスト」を引き続き実施します。併せて、「英語、外国語活動及び外国語科(英語)に対する意識調査」を小学3年生、6年生及

び中学1年生、3年生に引き続き実施し、児童生徒の英語に対する意識の経年比較や取組成果の「見える化」を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応や、授業時数確保に向け小・中学校の夏季休業日を大幅に短縮のために、昨年度、やむなく中止した「小学校英語カススキルアップ事業」(English Summer Activities)、「中学校英語カススキルアップ事業」(English Summer Camp)【仮称】を学校外の活動として実施します。

ふるさとを担う子どもたちを育成するために、郷土の歴史や伝統文化を学ぶふるさと教育のさらなる充実を図り、ふるさとの伝統や文化を語り、継承できる力を身に付けさせるとともに、文化や考え方の多様性を理解し、さまざまな人々と協働していくことができる子どもたちの育成をめざします。

また、将来の夢や目標を持たせるとともに、夢の実現に向けて自己の将来を切り拓く態度や能力を培うため、中学校を中核としてキャリア教育^{※8}を推進します。

さらに、新学習指導要領においては、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、その育成のために必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育^{※9}に大きな注目が集まるとともに、「児童生徒一人一台のタブレット配備」など、ICT環境の整備が加速度的に進みました。

今後は、それらの効果的な活用や運用に向けて、教職員の積極的な研修が求められます。

人権教育の推進にあたっては、生命の尊厳を基盤として、教育のさまざまな機会や場を通じて、子どもたちの人権感覚の涵養を図り、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に向け、主体的に取り組む実践力を育成します。

特に、いじめの未然防止にあたっては、定期的な生活アンケートの実施とその分析、充実した教育相談による早期発見・早期対応の取組を積極的認知に繋いでいくとともに、「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」ことなどの理解を図り、人権意識の高揚に努めます。

また、コロナ禍で顕かとなった感染者やその家族などに対するインターネット上での誹謗中傷等、差別的な取扱いや他者を排除しようとする行動は決して許されるべきではなく、さまざまな機会や場を通じて「共生の心」を培うことが求められます。

近年、子どもたちを取り巻く健康課題は、アレルギー疾患、感染症など

多様化してきています。課題解消にあたっては、学校園・家庭・地域の医療機関等が連携して取り組む必要があります。

特に、学校給食における食物アレルギー対応では、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」（平成29年3月改訂 兵庫県教育委員会 平成30年3月改訂 香美町教育委員会）に基づき、一人一人の子どもたちの状況を的確に把握するとともに、進級時や、進学時の校種間の引継ぎを徹底するなど、全教職員が情報を共有しつつ、学校園におけるアレルギー疾患の対応の充実を図ります。

これらの取組を推進していくにあたっては、教職員としての専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことをめざして、絶えず学び続け、研究と修養に努めることが大切です。

そのため、香美町教育研修所や香美町人権教育研究協議会などとの連携を図り、さまざまな研修の機会を積極的に活用して、教職員の資質・能力の向上に努めます。

また、学校園は、すべての子どもたちが安心して楽しく集える魅力ある環境であることが大切です。子どもたちの安全確保の充実を図るため、危機はいつでもどこでも発生するという共通認識をもち、実践的な安全教育を進めるとともに、不審者対応など学校園内の安全確保はもとより、防犯ボランティアによる登校（登園）・下校（降園）時の見守り活動や関係機関と連携した通学路の定期点検などにより、子どもたちの安全確保に努めます。

このように、校区の教育環境の強みを最大限に生かした特色ある取組を展開するとともに、今日的諸課題に対する対策を講じながら、「学校版教育環境会議」※10などを通じて学校園としての説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民から一層の理解と信頼を得て、香美町ならではの「魅力ある学校園づくり」をなお一層推進します。

令和元年10月に実施した香住第二中学校での「学校版教育環境会議」では、統合を希望する保護者や地域住民の数が出席者の3分の2を超え、「香住第二中学校の統合に関する要望書」がPTA会長から町長に提出されました。



香住第一中学校

このことを踏まえ、校区住民への懇談会やアンケート調査などを実施し、総合教育会議(令和2年2月実施)で、香住第二中学校を閉校し、香住第一中学校と統合することが決定されました。その後は、香住区中学校統合検討委員会を立ち上げ、令和3年4月1日を目途に、統合再編に向けた準備を進めてきました。

このような取組を総合的に進めていくためには、教職員の多忙化解消と学校施設の整備を欠くことはできません。

校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間や教員同士が指導方法などの改善に向けて研修し合う時間などを増やすことにつながります。そのため、小・中学校に整備した「統合型校務支援システム」※11の活用を図り、効果的な業務改善に取り組みます。

また、学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震や台風などの災害時には地域住民の避難所等ともなることから、防災機能の整備を考慮しながら学校施設の長寿命化に取り組み、児童生徒が学びに向かうことができ、災害時にも対応可能な学校施設環境の構築を図ります。

2 地域をあげた人づくりの推進

(1) たくましく生きる力の土台づくりとなる「3つの町民運動」の展開

急激に変化し、将来の予測が極めて困難な社会の中であって、次代を担う人材には、そのような変化に柔軟に対応でき、たくましく生き抜く力が求められており、その基盤となる「確かな学力、豊かな心、健やかな体」、すなわち「知、徳、体」を子どもたちにバランスよく身に付けさせることが重要です。

とりわけ、将来の地域の担い手づくりのため、ふるさとを知り、ふるさとに学ぶ学習や自然体験等の機会を充実し、ふるさとに対する愛着を幼少期から育むことが大切です。

そのため、「読書、あいさつ、体力づくり」の「3つの町民運動」を、学校園や公民館、家庭や地域と一体となり、引き続き推進していきます。

「読書運動」では、各公民館のネットワークによる「町じゅう図書館」活動とともに、読み聞かせ活動など乳幼児期から本に触れ合う機会を提供していきます。

また、読書機会を増やすため、本の予約やリクエストなど利用者の要望に応じられるよう読書環境の充実を進めていきます。

さらに、読み聞かせグループのスキルの向上、町民誰もが読書ができるよう移動図書館の利用拡大を図るなど、町民に必要とされる図書事業を行います。

特に、思いやりの心やおもてなしの心の基本となる「あいさつ運動」では、凡事徹底の取組を家庭や地域に広げるとともに、毎月定期的に実施する「あいさつ運動」や中学校での「地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』」などを通じて、企業や事業所などと連携を図りながら、さらに推進していきます。

また、「体力づくり運動」では、日本体育大学や公益財団法人B & G財団との連携事業を通じて運動遊びやスポーツに親しむ機会を設けるとともに、

継続可能な身近で手軽な生涯スポーツの普及を通じて、町民の体力づくりや健康増進を図っていきます。

併せて、子どもたちの登下校時の防犯ボランティアによる見守り活動や通学路の点検などに取り組み、子どもたちの安全を守る体制をさらに充実するとともに、地域の子どもは地域で育てる機運を、さらに醸成していきます。

(2) ふるさと教育の推進

若い世代の転出等による人口減少と少子高齢化の急激な進展に直面する中、活力あるまちづくりを進めるためには、ふるさとへの誇りを育む教育を推進し、子どもたちにふるさと意識を醸成することが、なお一層求められます。

ふるさとの将来を担う子どもたちを育てるためには、ふるさとの「ひと・もの・こと」に出会い、地域に根ざした行事などを通じて、ふるさとの良さや地域の価値を体験的に理解させ、地域に対する愛着を育てることが大切です。

その上に立ち、子どもたちの将来につながる態度や能力を育て、自らの言葉でふるさとを語ることのできる力を育むことが重要です。

そのために、各学校園では、地域との連携を図り、「ふるさとものしり博士」や「ふるさと教育応援団」などの協力を得て、校区の豊かな自然環境、そこで育まれた伝統的な文化や産業など、地域の良さを体験的に学ぶ取組を進め、「ふるさと教育交流会」の場でその取組成果を確認し合います。

「日本一のふるさと給食」をめざした取組は、その一環でもあります。香美町の山や海の食材は、豊かな資源であり、愛情を込めて育てられた地元産食材を活用したふるさと給食は、子どもたちにとってふるさとの良さを学ぶ絶好の機会でもあります。

各学校園では、ふるさと給食を通じて、地域の産物や食文化、産業に目を向けさせるとともに、感謝の気持ちや地域の価値を学ばせながら、ふるさとへの思い入れや愛着を育てます。

3 教育・保育における子育て支援の推進

(1) 幼児期における教育・保育の充実

幼児期は、人の生涯発達を支える心身の基盤が、急速な勢いで形成される重要な時期です。

とりわけ、自己有用感や他者と協働する力など広く自己や社会性に関わる心の力(「非認知」的な心の力※12)を育むことが重要です。この力は可視

化が困難な力ですが、小・中学校における新学習指導要領で育成をめざす「学びに向かう力、人間性等の涵養」につながる重要な要素とされています。

保育所、認定こども園、幼稚園では、子どもたち一人一人の特性を踏まえるとともに、「非認知」的な心の力の育成という視点を持ちつつ、子どもたちと活動を共にしながら環境の構成を工夫して教育・保育の実践に取り組み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことが大切です。

そのためには、遊びを通して体を動かす機会を確保し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を充実するとともに、小学校との連携や家庭との連携を十分に図り、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見据えた取組を展開し、児童期への円滑な接続を図っていくことが求められます。

指導にあたっては、心理学や脳科学の知見を生かし、「ほめる」指導や「認める」指導を通じて、子どもたち一人一人に対する愛情ある共感的理解を進めるとともに、遊びにおける楽しさから湧き出る意欲、遊びに熱中する集中心、遊びとのかかわりから生まれる気づき、友達とのさまざまな体験を重ねる中での「思考力の芽生え」や「道徳性・規範意識の芽生え」などを育みます。



プール遊び

また、「運動遊び」※13の実施を通してさまざまな運動能力の向上を図るとともに、地元産食材を使ったふるさと給食を食すことによる食育の充実を図ります。

(2) 子育て支援の充実

令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化され、保護者にとっては、経済的負担の軽減が図られました。香美町では、この支援措置とともに、小学校における放課後児童クラブや幼稚園における預かり保育を今後とも一層充実させ、保護者が働きやすい環境づくりに努めます。

また、子育て中の親同士の交流や子育て経験者との交流促進を図り、子どもたちの基本的な生活習慣の確立や望ましい生活リズムの定着につながる情報提供とネットワークづくりを進めます。

就労等により、病気の子どもを自宅で看護することが困難な保護者を支援するため、公立香住病院内に設置している病児保育室「おひさま」の利用可能年齢を令和2年4月から小学生までに拡充しています。今後とも、利用増に向けた保護者への周知や情報発信に努めます。

また、「第2期香美町子ども・子育て支援事業計画」※14（令和2年3月策定）の基本理念とする「安心して子育て・子育てができる町」をめざして、子育てを支援するさまざまな施策を実施していきます。

4 地域を元気にし、絆をつくる生涯学習・生涯スポーツ活動の推進

人生100年時代の到来が予測される中で、地域における学びには、個人の知的欲求を満たしたり、生活改善に結びついたりするものばかりでなく、町民の学びを通じた人と人との輪の中で、持続的な地域づくりにつながる学びもあります。とりわけ、本町の少子高齢化の現状を見据えたとき、後者の活動はますます重要になります。

そのため、多様な学習機会の提供や自発的な学習活動の支援など、町民が生涯にわたって学び続けることのできる環境整備の充実を図ります。

また、障害のある人たちが、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要です。

そのため、視覚に障害のある人たちを対象とした「青い鳥学級」などの充実にも努めます。

併せて、生涯を通じて、すべての町民が健康に生活するため、いつでも楽しく手軽に体育・スポーツ活動に参加できる環境を整え、心身ともに健康な人づくり、元気なまちづくりを推進します。

本年7月には、「東京2020オリンピック競技大会」、来年5月には「ワールドマスターズゲームズ2021関西」と大型国際スポーツイベントが重なりスポーツへの機運が高まっていくと考えます。

これらを契機に、オリンピック競技を「見る」ことによって高まるスポーツの機運を、ワールドマスターズゲームズで「する」スポーツに繋げ、町民の健康増進や体力の向上、人と人との交流による活力に満ちた地域社会づくりを進めます。

改正文化財保護法(平成31年4月1日施行)により、市町が「文化財保存活用地域計画」を定めることが制度化されたことにもない、「香美町文化財保存活用地域計画」※15が令和2年12月18日に文化庁から認定されました。これにより民間も含め域内の文化財の総合的な保存活用が可能となりました。

このことを踏まえ、地域のかげがえのない歴史文化をよりよい形で将来に残していくために、指定文化財の追加指定等を行い、これまで以上に保存と活用を図っていきます。

また、地域に伝承されてきた優れた伝統文化を地域全体で継承し、新しい文化の創造につながる活動を支援するとともに、町民に文化芸術に親しむ機会や発表の場を提供します。

学校には、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。学校は社会とのつながりの中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。

子どもたちの成長を支えるさまざまな活動への地域住民等の参画を得

て、ふるさとに愛情と誇りを持ち、自立してたくましく生きていくことができる子どもたちの育成をめざし、地域全体で子どもたちを育む取組を進めます。

令和2年度中の完成をめざして取り組んできた香住文化会館の改築工事が完了しました。

今後は、地域の「学びや集いの場」として、地域住民のニーズを適切に把握するとともに、それらを踏まえた施設運営の在り方やその活用方策等について、鋭意取り組んでいくことが大切です。

また、地域づくりを担う生涯学習の拠点として小学校区単位で設置した地区公民館を中核とし、二つの中央公民館が地区公民館活動の総合的な調整を図りながら、地域を元気にし、地域の絆をつくる生涯学習社会づくりを進めます。



PTA と一緒にあいさつ運動

Ⅱ 基本方針及び具体的取組



令和3年度の教育に臨む基本的な考え方を踏まえ、香美町教育振興基本計画の基本方針に沿って、具体的取組（実践項目）と主な内容を次に示します。

1 子どもたちの「生きる力」の育成

＜基本方針1＞「確かな学力」の確立

これからの複雑で変化の激しい社会の中で生きていく子どもたちには、さまざまな情報や出来事に主体的に向き合っていて関わり、能動的に判断しながら、これからの社会をどう創っていくかを考え、多様な他者と協働しながら生き、積極的に課題を解決していくための力が求められます。

新しい学習指導要領が、昨年度から全面実施の小学校に続き、中学校でも今年度から全面実施となります。その中では、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。また、各教科等で、育成すべき資質・能力が、①「知識・技能の習得」（何を理解しているか、何ができるか）、②「思考力・判断力・表現力等の育成」（理解していること・できることをどう使うか）、③「学びに向かう力・人間性等の涵養」（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）の三つの柱として整理され、「確かな学力」の育成について示されています。

香美町の多くの子どもたちは、これまでの全国学力・学習状況調査における経年比較から、確かな将来の夢や目標を持ち、学校・家庭・地域社会に育まれつつ自己有用感を高め、人の役に立つ大人になりたいという将来像がうかがえます。また、地域行事へ積極的に参加し、ふるさと意識が醸成されてきつつあります。このことは、これまで取り組んできた「ふるさと教育」の成果ともいえます。

しかし一方では、基礎的な学力を身に付けていく上で大切な「家庭学習の習慣化」や言語能力を向上させる上で重要な「能動的な読書の定着化」への課題などがみられます。

「確かな学力」を育むために、こうした課題解消に向けて取り組み、望ましい学習習慣を身に付けさせるとともに、学習規律をさらに定着させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を図ります。

また、子どもたちの発達と学びの連続性を踏まえ、中学校が基軸となり、保・幼・小・中が接続、連携し合う「一貫化教育」を各中学校区で推進するとともに、小規模校の利点を生かした個に応じたきめ細かな指導を充実させていきます。さらに、ICT※16を効果的に活用した授業を展開するなど、多様な視点に立った授業づくりを進めていきます。

小規模校の課題として一般的に指摘されがちな人間関係の固定化、社会性の不足などを克服するため、学校間スーパー連携チャレンジプラン「学力向上ステップアップ授業」をさらに効果的に推進します。そのため、「香美町学校間スーパー連携チャレンジプラン総合会議」と連携しつつ、多人数によ

る「わくわく授業」、より個に応じた指導を徹底する「わかった授業」の実践に取り組み、教員自身も他校の教員から指導方法を学ぶなど、自らの授業改善や資質向上に生かします。

キャリア教育の推進を通じて、子どもたちが夢や目標を持ち、その達成のための計画を立て、意識して自己能力の向上と自己実現を図り、継続して努力する力（キャリアプランニング能力）などを育てていきます。

また、特別の支援を必要とする子どもたちについては、授業のユニバーサルデザイン化※17を推進するなど、子どもたちの持っている能力を最大限に伸ばせるような指導に努めます。

加えて、グローバル化に対応した教育を推進するため、英語によるコミュニケーション能力を高めるなど、英語力の向上を図るとともに、ふるさとの伝統や文化を学ぶ機会を充実します。

(1) 新学習指導要領の全面实施による着実な取組の実施

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	学習指導要領全面实施による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校においては、昨年度の全面实施における成果や課題を踏まえ、校内研修等でさらなる研鑽を積み、カリキュラムづくりや授業改善に取り組む。 ・ 中学校においては、移行期3年間の取組の成果と課題を踏まえ、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるため、各教科等の全体計画や年間指導計画及び評価計画などの作成に取り組む。 ・ 教育課程の編成にあたっては、幼児期の教育との接続や義務教育9年間を通じた取組、中学校教育以降の学びに円滑に接続させていくことなどに留意し、取り組む。 ・ 各教科等及び各学年相互間の関連を図るとともに、教科等横断的な指導や系統的、発展的な指導、合科的・関連的な指導を進める。

(2) 教科等学習における基礎・基本の徹底

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	教科等学習の時間の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科等の基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や定着を図るため、繰り返し指導による指導方法を工夫し、個に応じたきめ細かな指導（個人差に応じた個別化指導）を行う。 ・ 児童生徒の、思考力・判断力・表現力等の実態把握を行い、職員の共通理解のもと、「記録」「要約」「説明」「論述」等の活動を充実させる。そのため、

		<p>小学校教育研究会と連携し、国語科及び算数科において「学力向上委員会」を設置し、学力の向上に向けた取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学習の成果やつまずきの原因などを的確に捉えるため、「ひょうごつまずきポイント指導事例集」(県教委)や「全国学力・学習状況調査における香美町の調査結果のまとめ(概要)」などを参考に、児童生徒のつまずきや誤答の分析を進め、授業改善を図る。 • 授業の冒頭で「めあて・学習課題や学習の流れ」を提示したり、最後に「振り返り活動」を取り入れたりし、見通しのある授業の展開により(例:つかむ、考える、深める、いかす)、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の実現を図る。 • 校内研修などで「授業研究」を積極的に進めるとともに、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ「主体的な学び」(学習者である子どもが学びをコントロールできること)、「対話的な学び」(異なる多様な他者との学び合いを重視すること)、「深い学び」(これまで以上に学びのプロセスを意識すること)の視点に立った創意工夫に基づく指導方法等の不断の見直しと工夫改善を図る。
2	朝学習などの特設タイムの充実	<ul style="list-style-type: none"> • 「漢字の読み書き」、「計算の繰り返し」、「朝の10分間読書」など、朝学習の創意工夫に努め、取組の質的向上を図る。
3	さまざまな教育活動の場での学校図書等の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> • 掲示物や辞書、新聞等、学校における言語環境をいっそう整備するとともに、教科指導やさまざまな教育活動の場面において、本や新聞、さまざまな資料などを参考に、知的好奇心を醸成したり、課題を解決するための「調べ学習」の時間を設けたりするなどの取組を進める。
4	家庭と連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 発達段階を踏まえた家庭学習の時間を設定したり、キャリア教育の視点から「家庭学習のきまり」を作成したりするなど、家庭の協力を得て中学校区で学習への目的意識を持たせる系統的な指導を進める。 • 読書の習慣化を図るため、3つの町民運動の一つ「読書運動」の一環として、各学校園では「親子で読書の日」などを設定し、家庭で本に親しむ機会を設ける。

5	<p>学校間スーパー連携 チャレンジプラン 「学力向上ステップ アップ授業」の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模小学校の課題である、人間関係の固定化・序列化や社会性の不足などを克服するため、「わからないことを見通しを持って粘り強く学習する」（主体的な学びの視点）、「大勢の前でも自分の思いや考えを話し、仲間の意見を聞いて課題を解決できる」（対話的な学びの視点）、「知識を相互に関連付けてより深く考える」（深い学びの視点）授業を展開する。 ・ 小規模小学校同士の学校間連携を通じ、多人数による学習集団を編成し、効果的な指導方法と授業内容を開発する。（わくわく授業） ・ 複数の教員が役割を分担し、児童へのきめ細かい指導を行い、基礎・基本や「学び方」などを確実に身に付けさせる。（わかった授業） ・ 「香美町学校間スーパー連携チャレンジプラン総合会議」での議論を踏まえ、課題解決や各グループの実践の共有化を図るとともに、実施基準を再確認し、より一層効果的な取組を推進する。 ・ 新型コロナウイルス感染症等の予防対策（換気・身体的距離の確保や手洗いなど）を講じ、オンライン学習の導入も検討するなど、実施にあたっては慎重を期すこととする。
---	---	--



※上部写真：交流会で手をつなぐための工夫

（3）「個に応じたきめ細かな指導」の充実

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	<p>魅力ある学習活動の 展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すため、児童生徒の実態や学習内容の理解状況を十分に把握し、授業改善に生かす。 ・ 児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など、指導方法や指導体制の工夫改善に取り組む。 ・ 複式学級における効果的な指導の在り方について、町教育研修所等において研鑽を積み、指導技術の向上を図るとともに、子どもたちの学びに向かう力を育成する。 ・ 個人カルテ活用による児童生徒のつまずきを明らかにした指導や、学年間、校種間の学習の系統性を踏まえた指導の充実を図る。

		<ul style="list-style-type: none"> 各教科等の特質に応じた体験を伴う学習活動の充実を図る。 コンピュータや情報通信ネットワーク等のICT環境の整備を促進し、これらを活用した学習活動を授業に積極的に取り入れる。 コンピュータでの文字入力等の習得とともに、プログラミング的思考の育成を図る。 「ひょうごがんばり学びタイム」などを活用して効果的な補充学習に取り組む。
2	「ほめる」指導、「認める」指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の子どもの成長をきめ細かく観察し、成長した点をほめるなど、「ほめる」指導を通じて子どもたちのやる気を育てる。 子どもたち一人一人に対する愛情ある共感的な子ども理解に努めるとともに、教師の「認める」指導によって、子どもたちの自尊感情を高めるよう支援する。
3	一貫化教育の取組を通じた指導方法の工夫改善等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就学前教育において育まれた子どもの資質や能力が、小学校教育に円滑に引き継がれるよう、幼稚園等の教師や保育士と小学校の教師が互いに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有に努めるとともに、意見交換の場を設けたり、学びのつながりを意識した合同の研修会を実施したりする。 各小学校においては、入学した児童が、幼児期の教育・保育における遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができるようにするため、「スタートカリキュラム」※18の充実に努める。 中学校区単位で関係する小・中学校が「めざす子ども像」を共有し、9年間を見通したカリキュラムづくりに取り組むとともに、乗り入れ授業や合同研修会などを通じて教員の交流、指導方法や指導体制等の工夫改善を図り、授業の質的改善に向けた取組を促進する。
4	学校間スーパー連携チャレンジプラン「学力向上ステップアップ授業」の充実 [1(2)教科等学習再掲]	<ul style="list-style-type: none"> 事前、事後の打ち合わせや研修を充実させ、他校の教員の実践からも学び合うなど、自らの授業改善に生かす。 取組の成果や課題の可視化を図り、次の取組につながる本事業の評価の在り方について検討する。



※上部写真：中学校教諭による外国語科の授業

(4) 特別支援教育及び特別支援教育の視点を生かした教育の充実

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> • インクルーシブ教育システム※19の構築に向け、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」に基づき、一人一人の教育的ニーズを把握し、自立と社会参加を見据えたキャリア形成に向け、きめ細かく適切な教育的支援を行う。 • すべての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解するとともに、障害に関する知識や合理的配慮等について正しい理解と認識を深め、障害のある児童生徒などに対する組織的な対応ができるように務める。 • 特別支援教育コーディネーターや学級担任が中心となり、スクールアシスタントや介助員、学校生活支援教員などとの連携を図り、個に応じた支援を行う。 • 「学校における合理的配慮の観点」を踏まえ、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じるため、通級指導教室、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を図る。 • 中学校、高等学校は必要に応じて「中・高連携シート」を活用し、合理的、効果的な引継ぎを行う。
2	ユニバーサルな授業づくり等への授業改善	<ul style="list-style-type: none"> • すべての学校園において、ユニバーサルデザインに配慮した授業づくりや多様性を尊重した学級づくり等を行う。 • すべての学校園において、多様性を尊重した支え合い認め合う学級づくりとユニバーサルな授業づくり等を行う。 • すべての教職員が発達障害等に関する基礎的な知識・技能の習得と指導力の向上を図る。 • 教室環境を整えたり、学習計画や学習ルールを明確にしたりするなど、子どもたちが分かりやすく、落ち着いて学習できる教育環境をつくる。 • 板書を工夫し視覚的支援をしたり、発問や説明の工夫をしたりするなど、分かりやすい授業づくりに努める。 • 授業の見通しを持たせるとともに、肯定的な評価による指導に努める。
3	特別支援学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> • 県立出石特別支援学校みかた校との連携を図り、必要に応じて専門的な助言や支援を要請するとともに、教育相談事業や児童生徒の交流を通じて連携を進める。
4	連携による切れ目ない支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 障害のある幼児、児童生徒を居住地で受け入れるという意識をもって就学相談等を行うとともに、個別

		<p>の教育支援計画などの定期的な見直しを行い、就学や進路に関する合意形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中核となる教員の専門性の向上を図るとともに、エリアコーディネーター※20と連携し、小・中学校の校内支援体制を充実する。
5	<p>スクールカウンセラーなどの外部の専門家による教育相談や支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー※21など、外部の専門家を活用し、学校の教育相談体制の充実に努める。

(5) グローバル化に対応した教育の充実

※下部写真：ALTによる英語の授業

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	<p>外国語活動や外国語科(英語)の授業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 外国語指導助手(Assistant Language Teacher)や地域人材などの積極的活用を進め、外国語活動や外国語科(英語)の授業の充実を図るとともに、外国語やその背景にある文化への理解などを通じて、国や文化の異なる人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育てる。 • 小学校教員や中学校英語科教員の英語力向上のための各種研修に積極的に参加する。 • 外国語活動、英語学習に関する児童生徒の意識や学習内容の定着状況を継続的に調査し、その後の指導に生かすとともに、児童生徒自身が成長や今後の課題を実感できるようにする。
2	<p>さまざまな場面での英語活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 夏季休業中における「小学校英語力スキルアップ事業」(English Summer Activities)や、「中学校英語力スキルアップ事業」(English Summer Camp)【仮称】を実施し、児童生徒の英語に関する興味・関心を高めるとともに、英語によりコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。 • 英語能力判定テストを活用し、生徒の英語力向上を支援する。 • 中学校卒業時までにはCEFR A1レベル※22相当以上の資格取得をめざす取組を推進する。
3	<p>国際理解教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 総合的な学習の時間などを活用し、外国からの来訪者などとの国際交流の機会を設けたり、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する態度を育成したりするなど、グローバル化に対応した取

		組を推進するとともに、国際的視野に立って主体的に行動できる態度や能力を育成する。
4	ふるさとの魅力を体感できる教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと香美町を愛し、誇りをもつ心を育み、地域の一員としての自覚を育てるため、地域の自然、産業、歴史文化等への理解を深める学習を進めるとともに、郷土の伝統文化や体験行事への参加等を通じて、ふるさと意識を醸成する。 小学校においては、社会科副読本「わたしたちのまち香美町」、中学校においては、「ふるさと兵庫 魅力発見！」(県教委)を授業などで活用し、地域に対する愛着を深め、その魅力を発信する能力を養う。

(6) 夢の実現に向けて自らの将来を切り拓く態度や能力を培うキャリア教育の推進

No.	取組名(実践項目)	主な内容
1	中学校を中核としたキャリア教育推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 一貫化教育推進の取組の一環として、学校におけるキャリア教育の目標を明確にするるとともに、各中学校区を単位として、域内のすべての教職員の共通認識のもと、9年間を見通した全体計画や年間指導計画の作成や見直しを図り、特別活動を要としつつ教育活動全体を通して、組織的・系統的な推進体制を整備する。
2	キャリアノート・キャリアパスポート等の積極的な利用	<ul style="list-style-type: none"> 自己の将来像を描き、学ぶことや働くことの意義・役割等を理解させ、「キャリアプランニング能力」「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」等、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するため、中学校区ごとにキャリアノートの継続的活用を進めるとともに、キャリアパスポート※23やキャリア教育指導資料(県教委)などを積極的に活用して小学校から高等学校までの継続的指導を行う。
3	キャリア教育の視点に立った授業の工夫改善	<ul style="list-style-type: none"> 特別活動を要とし各教科等の特質に応じて、社会体験、就業体験、ものづくり体験等、多様な体験活動や地域を支える産業に目を向ける機会の充実に努める。
4	キャリア形成に資する体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人々や関係機関等と連携し、自然体験、社会体験、就業体験、ものづくり体験等、多様な体験活動や地域を支える産業に目を向ける機会の充実に努める。 キャリアノートやキャリアパスポートを継続的、積極的に活用することにより、児童生徒がこれまでに取り組んできた体験活動を踏まえ、主体的に取り組めるよう事前指導を充実させるとともに、自らの成長を感じられるよう事後指導の工夫を図り、さらに発展的な体験活動を進める。

5	進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none">• 生徒や保護者への進路選択に関する積極的な情報提供を行うとともに、生徒一人一人に応じたガイダンス※24の機能を充実させ、生徒の主体的な進路選択を支援する。
---	---------	--

〈基本方針2〉「豊かな心づくり」の推進

複雑化・多様化が進む社会において、感性を豊かに働かせながら、よりよく生きる力を子どもたちに育成するには、学校は、家庭や地域との協働が不可欠です。

そのためには、人と人とのつながりを重視した体験的で実践的な取組を通じて地域全体で子どもたちの成長を支え、見守るとともに、わが国の伝統文化を尊重し、自分が住んでいる県や町を大切にすることを育てることが肝要です。

さらに、子どもたちが基本的な生活習慣や規範意識、社会のルールなどを身に付けたり、多様性やちがいを認め合い、命と人権を相互尊重し、共に生きようとする意欲や態度を育成したりする必要があります。

学校では、「特別の教科 道徳」を要として全教育活動を通じて道徳性を養うとともに、人権教育、環境教育、防災教育、地域に根ざした「ふるさと教育」を推進し、「豊かな心づくり」に取り組みます。

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	一貫化教育を推進する「あいさつ運動」の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「3つの町民運動」の一環として、域内の保・幼・小・中・高の連携と、教育委員会職員との共同による「あいさつ運動」に取り組む。
2	道徳性・共生の心を養う教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各学校園では、系統性・連続性のある年間指導計画の下で、個の尊重、差別解消への実践力の育成に迫る体験的な活動を重視した教育の推進に努める。 「特別の教科 道徳」を要として全教育活動を通じて、よりよく生きる態度、生命を尊重する心、自己有用感の育成を図る。 主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤としての道徳性を養うため、すべての教員の実践的授業力の向上に努める。また、児童生徒が自らの成長を実感し、意欲の向上につながる「特別の教科 道徳」の評価の在り方を学校全体で研究する。 同和問題のこれまでの教育実践を踏まえ、重要な柱であると捉えつつ、さまざまな人権課題への総合的、合科的な取組により、差別や偏見、不合理をなくしていこうとする態度や意欲を育成する。 「特別の教科 道徳」の授業などを活用し、コロナ禍で起こる感染者やその家族への差別や偏見を払拭し、他者を一方的に排除したりしない「共生の心」を育成する。 ふれあい育児体験や福祉体験、高齢者との交流など、地域の福祉施設や関係機関等との連携を図り、命の大切さや思いやりの心を育てる。

3 地域の良さや価値を見いだす体験的な「ふるさと教育」の推進

- 「ふるさとものしり博士」や「ふるさと教育応援団」等の人材を積極的に活用し、地域への理解を深める取組を推進する。
- 各校では、実効性ある「ふるさと教育全体計画・年間指導計画」構築へ向けた評価・検証に努めるとともに、地域の人的・物的資源を活用した環境体験学習、自然学校、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、魚料理実習、「ふるさと兵庫 魅力発見！」(県教委)の活用、多様な体験活動によるふるさと教育を推進し、充実を図る。
- 本町ふるさと教育の共通教材として、小学校では「但馬牛」を、中学校では「山陰海岸ジオパーク」を取り扱う。



牛舎の見学

＜基本方針3＞「健やかな体づくり」の推進

豊かな自然に恵まれている香美町でも、運動不足や食生活習慣の乱れによる肥満傾向の子どもたちが見られます。また、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向による体力・運動能力の低下も見られ、健やかな体づくりは喫緊の課題です。

そのため、未来を築く子どもたちに運動の特性や魅力にふれさせ、体育やスポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせることにより、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育むとともに、気力・体力・運動能力を高め、自律的・主体的に自己の健康を保持増進する取組を進めます。

さらに、地産地消を基にした「日本一のふるさと給食」を進め、子どもたちが地元産食材を使ったふるさと給食を食すことを通じて、地域の特産物や産業に目を向け、感謝の気持ちや地域の産業や自然、食文化について価値を学び、ふるさとへの思いや愛着を育てるなどの食育の充実に努めます。

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	体力向上に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校5年生と中学校2年生を対象に実施される「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和2年度中止）の結果を分析するとともに、子どもたち一人一人の正確な体力や運動能力の状況を把握することによって、運動習慣の定着につなぎ、体力・運動能力の向上を図る。 ・ 児童生徒一人一人の課題を明らかにし、「活用シート」等を生かした特色ある取組の推進に努める。
2	「3分間で分かる小学校体育授業動画」（県教委）等を活用した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「3分間で分かる小学校体育授業動画」（県教委）等を活用し、効果的な授業展開や運動のコツを例示し、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせる指導に努める。
3	地域の活動と一体となった取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの町民運動の一つ「体力づくり」の一環として、さまざまな機会に取り組むラジオ体操、水泳・スキー・雪合戦などのアウトドアスポーツ、卓球や駅伝など、地域の特色を生かした運動を工夫し、その推進を図る。
4	発達の特性に応じた遊びを通じた運動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動への興味・関心を高め、小学校以降の運動習慣の定着につなげるため、平素の体力づくりや香住B&G海洋センターと連携した元気体操教室等によるさまざまな遊びを通して、幼児期の健やかな体づくりの取組を推進する。

<p>5 「日本一のふるさと給食」の取組を通じた食育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地元産食材を多く使用した「ふるさと給食」を生きた教材として活用し、安全な食品を選択する力とふるさとへの愛着心を育む。 • 「ふるさと給食試食会」や「給食交流会」などにより、学校・家庭・地域が連携した食育を推進する。
<p>6 「ふるさと魚料理実習」などの取組を通じた食育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の人材の協力を得て「三枚おろし」など魚のさばき方の実習や香美町の豊かな食材を活用した調理実習など、生きるために安全な食材をどう食するかという技術を身に付け、地元産食材のおいしさや農林水産業への理解を深める食育実践活動の充実を図る。



※上部写真：とと活隊による魚の料理教室



マラソン大会

＜基本方針4＞ 幼児期の教育の充実

生涯学習社会の中で、こころ豊かで自立した生活を送ることのできる基礎を培う幼児期の教育は、大変重要な役割を担っています。人としての人格形成の基礎を培うこの時期に、直接的・具体的な体験としての遊びや、子ども同士の工夫や協力による「協同する経験」等、園生活全体を通じて「生きる力」を育むことが求められます。そのため、遊びを通じた学びを適切に評価するとともに、よりよい環境の構成を工夫するなど、保育の改善を行い、幼児教育において育みたい資質・能力の育成と基本的生活習慣の体得に努めます。

また、幼稚園、認定こども園、保育所（以下「園所」と表す。）では、家庭や地域と密接に連携し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を図りながら、集団を形成する大切な要素となる「個の育ち」に重点を置き、子どもたち一人一人の心身両面における望ましい成長を促すための取組を推進します。

（1）幼児期での「学びの芽生え」の確立

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	幼児期と児童期の「学びのつながり」を意識した教育活動の展開による教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、カリキュラムの不断の見直しを図り、個々の特性や能力の伸張を促す教育・保育に取り組む。 ・ 幼児期の教育・保育と児童期の教育の円滑な接続を図るためのアプローチカリキュラムの作成・活用に努めるとともに、幼稚園と小学校で共通する教育活動の創意工夫等を通じて、「生きる力」を育成する。
2	一人一人を大切にす指 導方法の工夫・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の特性を踏まえた子ども理解に努め、「ほめる」指導や「認める」指導を徹底し、その成長を保護者と共有する。 ・ さまざまな研修機会を積極的に活用し、指導者の専門的資質の向上を図り、指導方針を共通理解したうえで、子どもの個性に合った指導を工夫する。
3	基本的生活習慣の確かな定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「あいさつ」「へんじ」「あとかたづけ」の徹底、規範意識やマナーの確立などに努め、望ましい社会生活に資するスキルを育成する。
4	多様な体験の場で、自発的に遊べる子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵本に親しめる環境づくりに努め、集中力や数、形、文字への関心を高めるとともに、「豊かな心」の醸成を図る。 ・ さまざまな遊びの中で、試行錯誤・葛藤する姿を見逃すことなく、子ども同士の話し合いによる問題解決を試みる等、成就感・達成感をもたらす援助を充実させる。

5	自立心を育て、人と かかわる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 人の話や気持ちを受容的に受け止めたり、自分の思いや考えを進んで伝えたりすることのできる態度や心情を育成する。
6	発達の特性に 応じた遊びを通した運動の 充実 [基本方針3の4再掲]	<ul style="list-style-type: none"> • 運動への興味・関心を高め、小学校以降の運動習慣の定着につなげるため、職員の研修を深めるとともに、平素の体力づくりや香住B&G海洋センターと連携した元気体操教室等によるさまざまな遊びを通して、幼児期の健やかな体づくりの取組を推進する。



※上部写真：体操教室

(2) 学校間スーパー連携チャレンジプラン「就学前わくわく交流会」の推進

No.	取組名(実践項目)	主な内容
1	少人数指導で培う力を補完する他園所との合同保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 個の「よさ」や特性を伸張させる平素のきめ細かな指導を基盤として、多人数保育で醸成される人間関係力、コミュニケーション能力、挑戦心等を育成し、小学校生活への望ましい接続を図る。 • 新型コロナウイルス感染症等の予防対策（換気・身体的距離の確保や手洗いなど）を講じることとし、交流会の実施にあたっては慎重を期す。
2	指導者間交流による専門的資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> • 事前や事後の打合せを教育・保育技術、教職経験の有意義な交流の場と捉え、他園所の指導者に学ぶことを通じて、より効果的な指導方法の工夫改善に努める。



わくわく交流会

2 安全・安心の学校づくりの推進と教育環境の充実

〈基本方針5〉 安全・安心な学習環境の整備

学校は、児童生徒の学習・生活の場であると同時に、防災活動や避難所の拠点でもあります。学校園では、校園長の強いリーダーシップのもと、事故や災害、新型コロナウイルス感染症などへの的確に対応できる危機管理体制の確立が求められているとともに、大きな災害にも対応できる防災教育の推進や学校防災体制の充実が不可欠です。

とりわけ、さまざまな自然災害から自らの生命を守るため、子ども自身が主体的に判断し行動する力や、危険を予測したり、回避したりする能力を育成することが大切です。

そのため、関係機関、地域住民、ボランティアなどと一体となった防災訓練を進め、交通安全や防犯などに取り組み、学校園が地域へ積極的に情報を発信したり、教職員が地域へ出かけて地域の情報を把握したりするなど、「開かれた学校園づくり」を通じて、地域と一体となった防災教育を一層進めていきます。

また、アレルギー疾患への対応については、関係機関と積極的に連携を図り、組織的に予防や緊急時の対応に努めます。

経年劣化の見られる学校施設については、長寿命化対策により学習環境の向上を図っていきます。

児童生徒の命を守る通学路の安全対策については、関係機関と協力しながら取組を進めていきます。

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	防災教育の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 防災教育指導計画に防災教育副読本「明日に生きる」（県教委）等の活用を位置づけ、各教科や体験活動等を通じて防災・減災の意識高揚を図る。・ 人間としての在り方や生き方を児童生徒に考えさせる「兵庫の防災教育」を推進する。・ 実践的な防災教育の推進に向け、多発する風水害等のさまざまな場面や状況での災害発生を想定したシミュレーションについて考えるなど、児童生徒の防災に関する実践力を高める。
2	学校防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 「学校防災マニュアル」（県教委）や「香美町地域防災計画」を踏まえ、防災訓練等の機会を活用し、災害対応マニュアルを不断に見直すとともに、校園内研修等を通じて危機管理意識や判断力の向上を図る。・ 香美町防災安全課と連携し、実践的な防災訓練を実施したり、改善したりするなど、学校防災体制の充実を図る。

3	防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの登下校の安全対策の観点から通学路の点検・整備や防犯ボランティアによる見守り、熊よけ鈴の装着など、防犯体制の充実に向け保護者や関係機関と連携して取り組む。
4	アレルギー疾患への対応	<ul style="list-style-type: none"> 「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」(県教委)に基づき、正しい知識と緊急時の対応能力を身に付け、アレルギー疾患を有する幼児や児童生徒が発達段階に応じて自己管理能力を育成できるよう、保健指導や生活指導を行う。 食物アレルギーの状況を定期的に把握し、除去食や代替食などに関して学校給食センターとの共通理解を図る。 家庭との連携を密にし、アレルギー発生時には、すべての教職員が救急処置を行えるよう、関係機関との連携を含む校内外救急体制を確立する。
5	学校園施設設備、遊具等の安全点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの安全を確保し、学習環境を向上させるため、学校園の施設設備、遊具等の定期的な点検に努める。
6	安全に対する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 地域、警察、関係機関等と連携した学校安全を推進する体制を構築し、通学路の合同点検の実施、地域安全マップの作製等を通じ、危険個所を情報共有し、日常生活に潜む危険を予測し、交通安全対策や不審者等への防犯対策についての的確な判断ができるよう取り組む。
7	学校教育施設の長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に策定した香美町学校教育施設個別施設計画に基づき、計画的に学校教育施設の長寿命化を図る。
8	学校環境衛生の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から改正施行される「学校環境衛生基準」(文部科学省)に基づき、適切な学習環境を確保するため、施設の維持・管理及び改善に努める。



心肺蘇生法を学ぶ生徒

＜基本方針6＞ 学校の「組織力・教育力」の向上

子どもたちが生き生きと学び、地域から信頼される学校づくりのためには、教職員一人一人が資質や指導力の向上に努め、十分にその能力や適性を発揮するなど、学校園全体の組織力、教育力を高め、機動的に対応できる組織（「チーム学校」※25）を構築することが大切です。

そのため、校長は、「開かれた教育課程」の実現をめざして、すべての教職員とともに校内研修等を通じて研究を積み重ねます。また、教職員のメンタルヘルスの保持・増進等を進めながら、教育課題解消にあたっては強いリーダーシップを発揮し、教職員の協働体制を確立するとともに、危機管理意識や機動的な対応力の育成に組織的に取り組みます。

また、不登校解消やいじめ問題を克服するため、学校・保護者・関係機関が連携して早期発見、早期対応に取り組み、幼稚園と小学校、小学校と中学校の連携した取組を拡充させたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談を充実させたりして、未然防止に努めます。

さらには、すべての教職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間を確保できるよう「心の通いあう学校づくり」を推進するとともに、児童生徒一人一人の内面に対する共感的な理解に基づく生徒指導を徹底し、心に響く指導を進め、子どもたちの規範意識や社会性を培い、自立心や自律性などの育成に努めます。

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	学校運営の自律的・組織的な推進	<ul style="list-style-type: none"> 「学校評価ハンドブック(追補版)」を参考に、学校評価を通じて、すべての教職員が日々の取組の成果や課題を共通理解しながら、学校運営の不断の見直しや改善を図るとともに、家庭や地域との連携を深め、開かれた学校運営に努める。 校内研修や日々の教育活動等を通じて研究と修養に努めるとともに、学校園全体で教職員の資質向上に取り組む。とりわけ、香美町教育研修所の各種事業との連携を図り、中堅・若手教職員の育成に努める。 香美町教育情報セキュリティ対策基準及び実施手順を遵守し、個人情報など、さまざまな情報の適正な管理を徹底する。 GIGA スクール構想※26により、児童生徒一人一台の端末が整備され、多彩な子ども達の資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するため、ICT 活用を前提とした授業設計の見直しや、児童生徒への適切な指導等、教員の ICT 活用指導力を高める。

<p>2 働きやすい職場環境づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 定時退勤日（週 1 回）やノー部活デー（平日及び土日等の休業日にそれぞれ 1 日以上）の完全実施と長期休業期間等に設定された学校閉庁日などを積極的に活用するとともに、ICTを活用した校務・業務の効率化、外部人材の活用促進を図り、児童生徒と向き合うための時間を確保し、勤務時間の適正化を推進する。 • 健全なワーク・ライフ・バランスの保持に努めながら、一人一人が意欲を持って教育活動に当たることができるよう、「ワーク・ライフ・バランス実現に向けて～教職員のための休暇制度等～」(県教委)の活用を図るとともに、教職員の意識改革と保護者や地域への理解の促進に努める。 • 定期的な衛生委員会等の開催に努め、教職員のメンタルヘルスの保持・増進に配慮した体制を構築する。 • 「ハラスメントのない学校」(県教委)を活用し、定期的に研修を実施するとともに、教職員一人一人が人権意識を高め、意欲をもって教育活動にあたることのできるよう、学校環境づくりを推進する。 • 教職員の勤務時間を適正に管理するための「記録簿」の集計を行うとともに、経年比較を行う。 • 小・中学校においては、業務の改善と効率化を図り、教育活動の質を改善するため導入した「統合型校務支援システム」を活用し、児童生徒と向き合う時間の確保を図る。 
<p>3 教職員としての資質と実践的指導力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 法令順守をはじめ、教育公務員としての高い倫理観や使命感を自覚し、日々の職務に精励するとともに、研修を通して絶えず自己研鑽に励み、非違行為の防止や豊かな人間性の涵養に努める。 • 「教員、管理職資質向上指標」(県教委)や「教職員研修計画」(県教委)を活用し、一人一人が自身の教職生活を振り返ったり、デザインしたりするとともに、さまざまな研修機会を活用して、自らの資質と指導力の向上に努める。 • 若手とベテランが互いに学び合い、職員間の協働性や同僚性の構築を組織的に進め、指導力等の向上を図る。
<p>4 児童生徒理解に基づく生徒指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 児童生徒一人一人の内面的理解を深め、人間的なふれあいを通じて絆を深めるとともに、個々の児童生徒の良さや可能性を引き出し、個性をより発揮できるよう適切な指導・支援を行う。

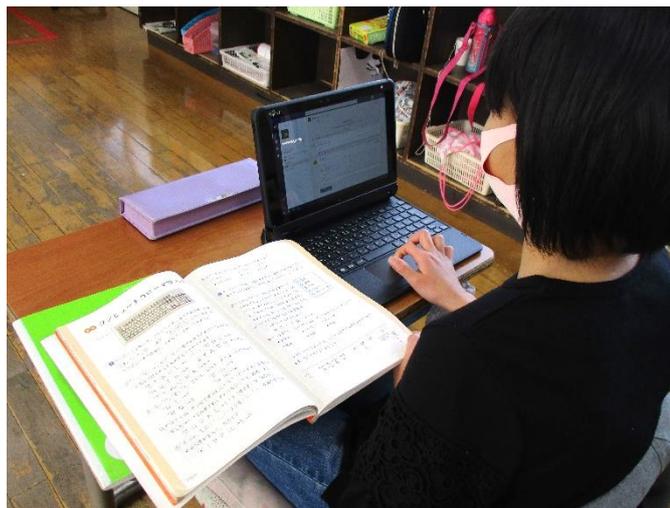
※上部写真：統合型校務支援システムの操作研修

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒を取り巻くさまざまな要因に留意しながら、一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを感じ取ろうとする姿勢を心がけ、行き過ぎた指導や画一的な指導にならないよう適切な指導を行う。 ・ 児童生徒の自己有用感を育み、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育活動に取り組む。 ・ 学校だよりやホームページ等を活用し、学校から積極的に情報を発信し、指導内容を保護者等に周知するとともに関係機関との連携を図る。 ・ 「虐待対応の手引き」(文部科学省)を参考に、学校園は児童虐待を発見しやすいという認識のもと、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。
5	いじめ問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「香美町いじめ防止基本方針」や各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、定期的な生活アンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの積極的な認知に努める。いじめアンケートについては内容の見直しを十分に行い、複数の目で点検し、子どもの小さな変化を見逃さないよう心がける。また、「いじめ対応マニュアル」(県教委)を活用して、未然防止、早期発見・早期対応における組織的な取組の充実と教職員の対応能力の向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関等と連携して取り組む。各校の「いじめ防止基本方針」等はホームページなどを活用し、家庭・地域にも発信する。
6	不登校の未然防止と支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業づくりや集団づくり、適切な関わり等、未然防止のための取組を充実し、「魅力あるよりよい学校づくり」を推進するとともに、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センターなど関係機関との連携を密にし、個に応じた適切な支援や居場所づくりを行う。
7	部活動指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いきいき運動部活動(4訂版)」(県教委)並びに「香美町版『いきいき部活動』」を踏まえ、関係団体等と連携の上、「自主的・自発的な活動で、個性を伸ばし、対話を重視した、好ましい人間関係を育てる」という部活動の意義を再確認するとともに、ノー部活デー等、適切な休養日等を設定するなど、持続可能な部活動をめざして取り組む。 ・ 「部活動での指導のガイドライン」(文部科学省)に則り、①心身の健康管理 ②事故防止 ③体罰・ハラスメントの根絶に向けて、適切な指導を行う。 ・ 部活動月間計画表等を作成し、学校だよりやP T A

		<p>総会などにおいて活動の趣旨や日程を生徒や保護者に周知する。</p>
8	<p>学校版教育環境会議の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各学校は、校区の保護者や地域住民等、より多くの人々を対象に、当該学校の教育ビジョンや経営方針、教育内容、教育実践などについて説明し、評価を受けるとともに、学校存続について判断を仰ぐ。



整備されたタブレットと保管用キャビネット



タブレットを使用した授業風景

3 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

<基本方針7> 家庭の教育力向上

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、親学習（親業※27）の充実に努め、家族のふれあいを通じて、子どもたちの基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他者に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けさせることが大切です。

そのため、子育て中の親同士の交流や子育ての経験者との交流の支援・促進を図るとともに、子どもたちの生活習慣の確立や生活リズムの向上に関する情報提供などを進めます。

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	親学習（親業）の推進	<ul style="list-style-type: none"> PTA活動や保護者会などの機会や場を通じて、子育て中の親同士や子育て経験者との交流を進めるとともに、情報提供に努める。
2	学校を核とした確かな絆づくり	<ul style="list-style-type: none"> 学校園とPTA、地域との連携を強化し、子どもたちの適切な生活習慣の確立に努める。
3	子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て親子の交流の場を支援するために、子育て・子育て支援センターは、子育て相談や子育て支援と保護者同士の交流促進を図る。 保育環境の改善に努めるとともに、保育の質の向上を図る。 
4	放課後児童クラブ及び幼稚園預かり保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブや幼稚園の預かり保育では、保護者の就労等により放課後や土曜日、長期休業日などに保護者が在宅していない家庭の支援を行う。
5	延長保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各園所では、保護者の就労や都合により、保育時間の延長を必要と認めた子どもを対象に、延長保育事業を実施する。
6	病児保育事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが病気の際に、就労等により家庭での看護が困難な保護者を支援するため、公立香住病院内に設置の病児保育室「おひさま」の利用に向けた周知に努める。

※上部写真：子育て・子育て支援センターによる世代間交流

＜基本方針8＞ 地域の教育力向上

学校・家庭・地域がそれぞれの責任を果たすよう連携を密にし、地域全体で子どもたちの「生きる力」を育むよう環境を整備します。

PTCA※28 活動への支援、「ふるさとのしり博士」「ふるさと教育応援団」「読み聞かせボランティア」など、地域ぐるみの教育支援活動を積極的に支援していきます。また、各校区のふるさと教材を集約するとともに、さまざまな教育団体が有効に活用できるよう整備し、子どもたちがさらに深くふるさとを知り、ふるさとの将来を考え、ふるさとを大切に作る心を育むよう取り組みます。

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	学校園支援活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 登下校の園児、児童生徒の安全を確保するため、「子ども見守り隊」など、地域の防犯ボランティアの協力を得て、地域ぐるみで子どもを育む体制づくりに努める。 「親子で読書の日」の設定等、家庭との連携を図りながら「読み聞かせボランティア」や「学校図書館ボランティア」などの協力を得て、子どもたちの読書活動の充実を図る。 「ふるさとのしり博士」「ふるさと教育応援団」の拡充を図るとともに、ゲストティーチャーとして学校園に招聘し、各教科等の学習やふるさと学習などの充実を図る。
2	PTCA活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「ふるさとのしり博士」「ふるさと教育応援団」など、地域人材の豊かな経験や知識・技能を学ぶことにより、子どもたちがふるさとを知り、ふるさとの将来を考え、ふるさとを大切に作る心を育むよう取組を進める。



※上部写真：ボランティアによる読み聞かせ

4 生涯学習社会づくりの推進

＜基本方針9＞ 生涯学習の充実

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習・交流の場であるとともに、人づくり・まちづくりの拠点として、重要な役割を果たしています。その公民館が中心となり、生涯学習の充実を図ります。併せて、地域や事業所を巻き込んだ町民運動として、「読書運動」「あいさつ運動」を促進します。

青少年がふるさとに愛着を感じ、地域社会へ参画したり、貢献したりする意欲を高めるため、青少年育成団体の主体的な体験活動やボランティア活動等の取組を促します。

また、あらゆる差別、いじめ等による人権侵害のない、町民相互の人権が尊重される町をめざして、自治会、社会教育機関、関係団体等との協力により、生活に密着した人権学習を進めていきます。その一環として、視覚障害者が、社会人として必要な教養を高め、知識を習得するとともに、視覚に障害のない人との交流や障害種別を超えた交流を通じて相互理解を深め、生きる喜びを共有する場として「青い鳥学級」を開設します。

(1) 地域の絆をつくる公民館活動の充実

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	公民館事業の充実	<ul style="list-style-type: none">地域の担い手づくりと自己実現に主眼をおき、年代層に応じたさまざまな学習ニーズや地域の課題に対応した講座や教室を開設する。公民館活動の企画運営を通じて、参加者の自主性・主体性を育み、地域づくりに参画、貢献できるような人材づくりを進める。地域内における団体、その事業を包括・連携し地域コミュニティの促進を図る。
2	高齢者の社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none">公民館講座や高齢者大学等を通じて、豊かな経験や知識、技能を高めることにより、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを進める。
3	青少年の体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none">たくましく生きる力を身に付けるため、ふるさとおもしろ塾や「土曜チャレンジ学習事業」等による自主性・主体性を高める体験的な活動を進める。
4	「青い鳥学級」の活動の充実	<ul style="list-style-type: none">ボランティア登録者の協力を得ながら学級生の自主性を高める魅力あるプログラムを展開し、広く社会参加を進める。近隣市町の青い鳥学級や県立出石特別支援学校みかた校との交流を通じて、学級生及び生徒等との相互理解を深めるとともに、障害種別を超えて共に学びながら生きる喜びの創造を図る。

(2) 読書活動の推進

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	「町じゅう図書館」活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香住区中央公民館図書室を町の図書館機能の中核として位置付け、村岡区中央公民館、各地区公民館図書室とのネットワークによる「町じゅう図書館」活動を展開する。 ・ 町内各図書室間の連携により、団体貸出等を進めるとともに、町民への図書貸出サービスの質の向上を図る。 ・ 図書館司書を中心に、本に親しみ、家庭での読書週間確立に繋がるような講座の開講など新しい取組を進め、読書活動の充実を図る。 ・ 図書館司書が学校園でブックトーク授業を実施し、テーマに沿った本を学年に合わせて紹介していくなど、読書の楽しさを子どもたちに伝えていく。
2	乳幼児期からの読み聞かせ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「香美町子どもの読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期からの絵本の読み聞かせを重点的に行うとともに、就学前や小・中学校の発達段階に応じた読書活動を推進し、生涯を通じた読書による知識習得の習慣化を図ったり、判断力、想像力の基礎を培ったりする。 ・ 「親子で読書の日」などを設定し、家庭で本に親しむ機会を設ける。〔基本方針 1 - (2)4 再掲〕
3	乳幼児が本に触れ合う機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児期から本に出会い、親しむため、乳幼児健診、保育所、こども園などに出向き、年齢に応じた「おすすめの本一覧」を配布し、本に触れ合う機会をつくる。
4	移動図書館車巡回活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書機会を増やすため、移動図書館車を町全体の学校園、地区公民館や地域へ巡回させるとともに、読み聞かせグループの活動に紙芝居などを取り入れ、本に親しむ機会を設ける。 ・ 絵本の読み聞かせ研修会を開催し、読み聞かせグループの情報交換やスキルアップをめざす。



※上部写真：移動図書館車による本の貸出

(3) 青少年健全育成を通じた地域の絆づくりの推進

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	「あいさつ運動」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成活動を通じて、それぞれの育成団体に「あいさつ運動」を呼びかけ、大人が子どもたちの模範となれるような町ぐるみの「あいさつ運動」を展開する。
2	地域連携、地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 青少年健全育成団体等による青少年の自然体験や社会体験活動、地域ボランティアの活用による放課後子ども教室や家庭教育学級、子ども会活動の支援などを通じて、世代を超えた地域の絆づくりを進めるとともに、命や人権を大切に、他者を思いやり、いじめをしない豊かなところを育てる。 地域ぐるみの見守り活動を推進し、登下校時の子どもの安全を確保する。
3	青少年育成環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等の急速な普及に伴う犯罪被害やネット依存の増加など、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から未来を担う青少年の保護に取り組む。 青少年のインターネット利用環境の変化に対応するため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動を推進するとともに、学校、家庭、地域が連携し、青少年のインターネットの利用に関するルールづくりを支援する。

(4) 人権教育の推進

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人権の尊重を普遍的な価値観として共有し、差別や偏見、不合理をなくす意欲や態度を育てる学習や人権講演会の開催等を町人権推進室と一体となって推進するとともに、人権感覚と人権意識を醸成する機会の提供に努める。
2	人権学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 香美町人権教育研究協議会との密接な連携の下で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人や性的マイノリティ等の人権にかかわる課題の解決に向け、人権教育に総合的に取り組む。

＜基本方針 10＞ スポーツの振興

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年となり、翌年には「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催を控え、スポーツへの機運の高まりが期待されます。

平成27年度に策定した「香美町スポーツ推進計画」は最終年となり、令和4年度から8年度の5カ年に向けた新たな推進計画を策定します。

計画の締めくくりとなる本年度は、スポーツ大会の開催や支援、高齢者向けの健康体操教室の充実、日本体育大学との連携事業を活用したスポーツ教室を開催し、多くの町民がそれぞれの体力や年齢に応じた豊かなスポーツライフを楽しむ活気あふれるまちづくりを推進します。

また、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」を通じ、スポーツによる国際交流に取り組むほか、スポーツツーリズム※29による誘客をめざします。

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	「香美町スポーツ推進計画」の着実な実施	・平成27年度に策定した「香美町スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ及び町民の体力づくりを推進する。
2	継続できる生涯スポーツの推進	・継続できる生涯スポーツへの参加をめざし、町民の体力づくりや健康づくりの運動として、ラジオ体操、ノルディックウォーク等を推進する。
3	地域の特性にあったスポーツの推進	・地域の特性を生かし、少人数で取り組める卓球や駅伝、また、ウィンタースポーツとしてのスキーや雪合戦等を推奨し推進する。
4	スポーツ大会・教室の開催	・多くの町民が幅広くスポーツに接することで健康の増進を図ることができるよう、各種スポーツ大会、スポーツ教室を開催する。マラソン、ハイキング等への参加者の拡大を図る。
5	スポーツ指導体制の充実	・スポーツにおける町民のニーズに応えるため、ノルディックウォーク等の指導者の養成やスポーツ推進委員の資質の向上に努める。また、日本体育大学との連携・交流により、スポーツ指導体制の充実とレベルの向上を図る。
6	スポーツ施設の整備充実	・既存施設の有効利用を図り、老朽化が進む社会体育施設は、利用者の安全を確保するため計画的な補修・改修を検討する。また、利用頻度の低い施設は活用計画を策定する。

7	スポーツによる国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたスポーツの推進や、ワールドマスターズゲームズ2021関西を通じた国際交流を推進し、インバウンドの受入体制を整える。
8	スポーツツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> 香美町の魅力の発信とスポーツによる交流人口の拡大をめざし、大学生等によるスポーツ合宿の誘致手法検討と山・川・海を活用した新規イベント等を検討する。



オリエンテーリングプレ大会

＜基本方針 11＞ 文化活動の振興と文化財の保護・活用

文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し、尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する基盤となります。

町民の自主的な文化芸術活動がさらに発展するよう環境の整備を図ります。また、良質の文化芸術に触れる機会を創出するため、香住区中央公民館文化ホール事業の充実を図ります。

町内には数多くの歴史文化※30が残されています。それらの歴史文化の調査研究を行い把握に努めるとともに、指定文化財の追加など文化財の保存と活用を推進します。

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	文化活動の推進・支援	<ul style="list-style-type: none"> 町民が質の高い文化芸術を気軽に鑑賞できる機会を増やすため、香住中央公民館文化ホール事業を実施する。 町民の主体的な文化芸術活動を支援するため、文化協会を支援し、事業を実施する。
2	香美町こどもの絵100人展の開催	<ul style="list-style-type: none"> 町内の子どもたちがふるさとの絵を描くことでふるさとの対する思いを深めるとともに、豊かな感性を育むことを目的として「第32回香美町こどもの絵100人展」を開催する。 上記展覧会にあわせて国指定重要文化財大乘寺障壁画関連の展示も行い、ふるさとの貴重な歴史文化について学ぶ場とする。
3	文化財の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年12月に認定された「香美町文化財保存活用地域計画」に則り、町内の歴史文化の調査を実施し、把握に努めるとともに、指定文化財の追加や地域の歴史文化を広く周知し、興味を喚起するために地域や学校への出前講座実施やパンフレット、ポスターを発行する。



※上部写真：百手の儀式

4 ふるさと教育の推進

＜基本方針 12＞ ふるさとに学び・生かす

ふるさと教育は香美町の子どもたちが大人になってからも、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを心の糧として、たくましく生きる心豊かな人間に育つことをねらいとしています。

このねらいを達成するため、地域が取り組んでいるさまざまな体験活動や伝統行事を支援し、多世代の参加を促します。各地区公民館では子どもを対象とした「ふるさとおもしろ塾」、「土曜チャレンジ学習事業」、多世代を対象とした「ふるさと語り部講座」を開催し、ふるさとに学ぶ活動を推進します。

これらの活動はふるさとを見直す機会となり、地域の価値を将来に伝承していく基盤となります。

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	「ふるさとおもしろ塾」の開催	・ 地区公民館が地域で子どもたちを育てる取組として、ジオパーク推進事業と連携し、「ふるさとのしり博士」などから伝統的な技術や知恵を学び、子どもたちがふるさとを知り、ふるさとに学ぶ学習や、山遊びなどの自然体験を行う「ふるさとおもしろ塾」を年2回開催する。
2	「土曜チャレンジ学習事業」の推進	・ 香住、村岡の二つの中央公民館においては、ふるさとの自然や産業、文化、歴史などを総合的に学ぶ「土曜チャレンジ学習事業」（通称：サタチャレ）を、それぞれ年間10回程度開催する。
3	ふるさと語り部講座の実施	・ 香住、村岡、小代で地域の教育資源を学ぶ公民館講座「ふるさと語り部講座」を開催し、ふるさとに学ぶ機会を提供することにより地域の教育資源の活用を図るとともに、次代のふるさと教育の担い手の育成を図る。



シャワークライミング

<基本方針 13> ふるさとを創る

「ふるさと香美を大切に作る人づくり」を進めるためには、自己成長の原点である「ふるさと香美」の発展を志向する人材を育てることが大切です。

そのため、これまでから取り組んでいるふるさと教育交流会やふるさと給食取組展などを踏まえ、次代の香美町を担う人づくり、ネットワークづくりをさらに発展させる取組を推進します。

No.	取組名（実践項目）	主な内容
1	「ふるさと教育交流会」の開催	<ul style="list-style-type: none"> 香美町を担う人づくり、ネットワークづくりを進める事業として「ふるさと教育交流会」を開催する。町内で取り組まれているふるさと教育の実践発表、地元産食材を教育に生かす「日本一のふるさと給食」の取組展示や試食会を通じて、学びの輪を広げ、ふるさと教育を一層進める。
2	ふるさともものしり博士の発掘、育成	<ul style="list-style-type: none"> 香美町の歴史的人物・自然・歴史・伝統文化・産業などの各分野に詳しい人を、公民館長の推薦などによりふるさともものしり博士として登録し、学校のふるさと学習、公民館講座などの講師として活用し、地域の教育力を高める。 ガイド研修会を開催し、ふるさともものしり博士相互の情報交換を行うとともに、講師としての資質向上を図る。
3	ふるさと教育応援団の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子どもは地域で育てることを目標に、地区公民館が学校と地域をつなぐパイプ役となり、ふるさとガイド編集委員や放課後こども教室ボランティアなども加えて、ふるさと教育応援団の充実を図る。
4	先人や香美町ゆかりの人々に学ぶ取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町内外で社会貢献する香美町ゆかりの人々に学ぶ講演会を開催する。また、人物誌の編纂に取り組み、次世代の香美町を担う人材を育てる。

用語説明

※注 1 (iii) 「ふるさとに学び夢や志を抱きふるさと香美を大切に作る人づくり」: この基本目標に込めた思いとして、「ふるさとに学び」とは、自己の成長の原点である香美町の自然や文化、伝統をしっかりと学び、学んだことを自己の考え方や生き方に反映するという意味です。「夢や志を抱き」とは自分の夢や志をもち、その実現に向かってしっかりと努力することを意味します。「ふるさと香美を大切に作る人づくり」とは、自分の夢や志の実現に努力するだけでなく、自己成長の原点である「ふるさと香美」の発展をも志向する人を育てるということを表しています。

※注 2 (P 1) **学校園**: 香美町立の小学校、中学校、幼稚園、認定こども園及び保育所を対象として総称する。学校教育法で規定する「学校」は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校である。

※注 3 (P 6) **一貫化教育**: 小・中学校の独自性を確保しながら、一貫教育に向けて小・中学校のさまざまな連携を行う教育をイメージして取り組む香美町としての教育である。なお、「小中連携教育」、「小中一貫教育」については、文部科学省が実施した実態調査では、次のように定義されている。

【小中連携教育】

小・中学校が、互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざすさまざまな教育のこと。

【小中一貫教育】

小中連携教育のうち、小・中学校の教員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育のこと。

※注 4 (P 7) 「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」: 幼稚園教育要領等に示された幼稚園教育等において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿。具体的には、次の10の姿である。①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活とのかかわり、⑥思考力の芽生え、⑦自然とのかかわり・生命尊重、⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現

※注 5 (P 7) **主体的・対話的で深い学び**: 以下の視点にたった授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすること。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

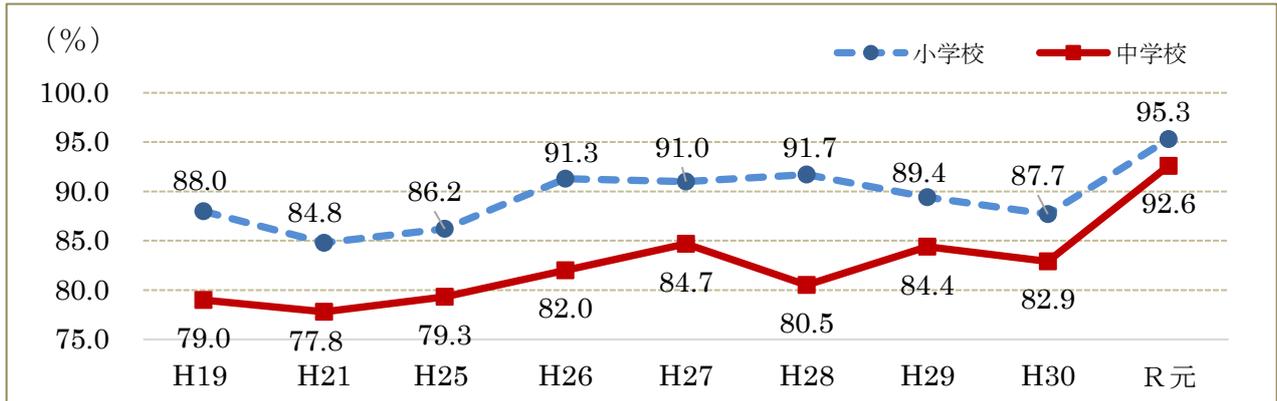
- ※注6 (P7) **カリキュラム・マネジメント**：子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえ、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
- ※注7 (P8) **ワールドマスターズゲームズ2021関西**：国際マスターズゲームズ協会（IMGA）が4年ごとに主宰する生涯スポーツの国際総合競技大会で、原則30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰でも参加できる。オリンピックの翌年に開催され、2017年はニュージーランド・オークランドで開催された。2022年の第10回記念大会は、アジアで初めて日本で開催され、5月13日（金）～5月29日（日）の17日間、関西広域（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・徳島県）が舞台となっている。香美町では、ハチ北高原等でオリエンテーリング（ロング）が行われる。
- ※注8 (P9) **キャリア教育**：夢や目標を持たせるとともに、具体的な計画を立てさせ、それに向かって進んでいく力や、コミュニケーション能力、課題対応能力等、自立した社会人・職業人として、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育
- ※注9 (P9) **遠隔・オンライン教育**：遠隔システムを用いて、同時双方向で学校同士をつないだ合同授業の実施や、専門家等の活用などを行うことを指す。また、授業の一部や家庭学習等において学びをより効果的にする動画等の素材を活用することを指す。
- ※注10 (P10) **学校版教育環境会議**：各学校が校区の保護者や地域住民を対象に主催する会議で、毎年一定の時期に開催し、当該学校の教育ビジョンや経営方針、教育内容、教育実践などについて説明した上で、当該学校に対する理解を得ているか確認する会議
- ※注11 (P11) **統合型校務支援システム**：教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムで、成績処理だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステム
- ※注12 (P12) **「非認知」的な心の力**：読み・書き・計算などの認知的能力に対して、数値化しにくい能力のことを言う。具体的には、自ら主体的に物事に取り組む、自分の気持ちをコントロールする、他者とコミュニケーションが取れる、自分に自信を持つなどのこと。乳幼児期にこうした能力を育むことで、成長後の精神的な健全さや社会性を高める資質となると考えられている。OECDでは「社会情動的スキル」と言い表されている。
- ※注13 (P13) **運動遊び**：体を使った遊び。かくれんぼや鬼ごっこ、ボール遊びになわとびなども、一般的に「運動遊び」と呼ばれる。子どもの身体的な発達にかかわる運動遊びは、幼稚園や小学校など、保育や教育の現場でも重視されていて、幼児期の運動遊びの体験は、のちの運動能力にも関係すると言われている。

- ※注 14(P13) 第2期香美町子ども・子育て支援事業計画：「子ども・子育て支援法」に定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針に即して、市町村が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や業務の円滑な実施を目的に5年を1期として市町村が定める計画。令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期の当該計画を策定した。
- ※注 15(P14) 「香美町文化財保存活用地域計画」：香美町の歴史文化を総合的に把握・調査・活用をとおして未来へつないでいくための計画。令和2(2020)12月に文化庁の認定を受けた。計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の5ヵ年
- ※注 16(P16) ICT：(information and communication technology)の略。情報処理や通信に関する技術の総称で、一般に情報通信技術と訳される。教育分野においては、ICT機器を効果的に活用することで、授業の効率化、個別学習、また、主体的・協働的・探究的な学びの充実が期待できる。
- ※注 17(P17) 授業のユニバーサルデザイン化：特別に教育的な配慮を要する児童生徒を含むすべての児童生徒に、学ぶ喜び、分かる楽しさを感じさせ、確かな学力が身に付くように、授業の在り方を工夫すること。
- ※注 18(P20) 「スタートカリキュラム」：小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。小学校学習指導要領では、スタートカリキュラムの編成・実施にあたっては、生活科を中心に行うこととしている。
- ※注 19(P21) インクルーシブ教育システム：障害のある者と障害のない者がともに学ぶ場を共有するとともに、個別の教育的ニーズの必要な子どもに対し、自立と社会参加を見据えて、多様で柔軟な学びの場を提供する仕組み
- ※注 20(P22) エリアコーディネーター：研修講座等により、専門性を身に付けた特別支援教育コーディネーターを教育事務所等ごとに「エリアコーディネーター」として位置づけている。
- ※注 21(P22) スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家
- ※注 22(P22) GEFR(セファール) A1 レベル相当以上：外国語のコミュニケーション能力を表す指標のことで、欧米を中心に広く使われている国際標準規格。各資格・検定試験(実用技能英語検定、ケンブリッジ英語検定、TOEFL、TOEICなど)における試験結果のスコアを、A1からC2までの6段階で表し、自分の英語力を客観的に評価することが可能である。A1レベル相当以上とは、実用英語技能検定では3級に相当する。

- ※注 23(P23) **キャリアパスポート**：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自己の変容や成長を自己評価できるよう工夫された、いわゆるポートフォリオ的な教材のようなもの。
- ※注 24(P24) **ガイダンス**：子どもの資質を十分に発揮させ、環境への適応性を高めるための教育活動で、生活・学習のあらゆる面にわたり、生徒が自分の適性を知り、進路を決定できるように指導すること。
- ※注 25(P33) **チーム学校**：校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が一つのチームとして、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、連携、分担して子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校
- ※注 26(P33) **GIGAスクール構想**：児童生徒向けの一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略
- ※注 27(P37) **親業**：親としての役割。「一人の人間を生み、養い、社会的に一人前になるまで育てる」仕事にたずさわること。「親業訓練」は、アメリカの臨床心理学者トマス・ゴートン博士(1918-2002)が開発したコミュニケーションプログラムである。
- ※注 28(P38) **PTCA**：PTAに地域住民(C o m m u n i t y)が加わった「親と教師と地域住民の会」のこと。地域住民が、学校教育に外側からの支援をするだけでなく、地域の子どもたちは地域で育てるという「共育」の気持ちを大切に、学校・家庭・地域社会の三者が、子どもの教育について緊密に連携した組織
- ※注 29(P42) **スポーツツーリズム**：スポーツに関連する地域資源を活用した観光振興により、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などをめざす取組
- ※注 30(P44) **歴史文化**：先人によって生まれ現代まで伝えられた知恵・経験・活動の成果、それらが存在する地域の歴史的・文化的・自然的遺産、そしてそれらの相互の関係性や周辺環境との関係性、無形と有形のものとの相乗作用により醸し出される「魅力ある場の雰囲気」などを総体的に把握した概念

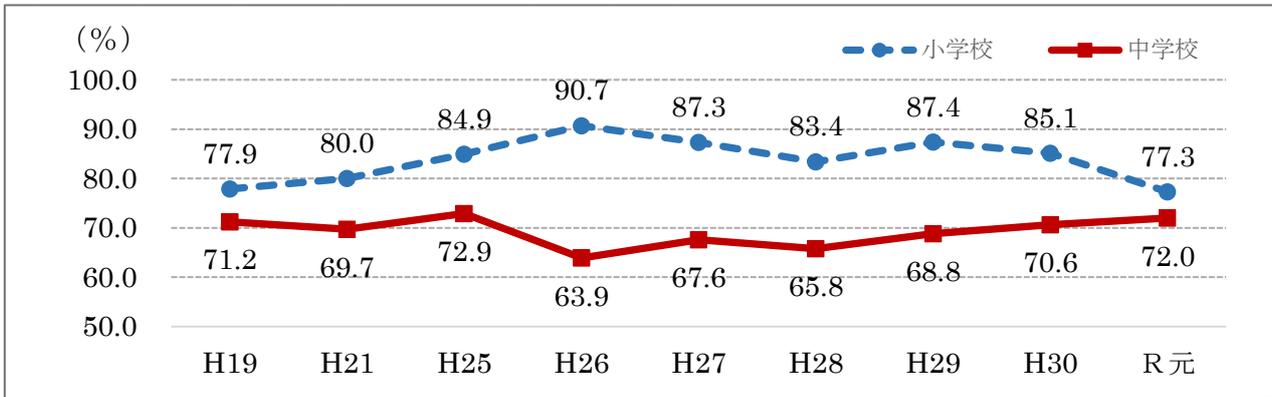
資料

図表1 ふるさと意識の醸成について（P 9 関連）



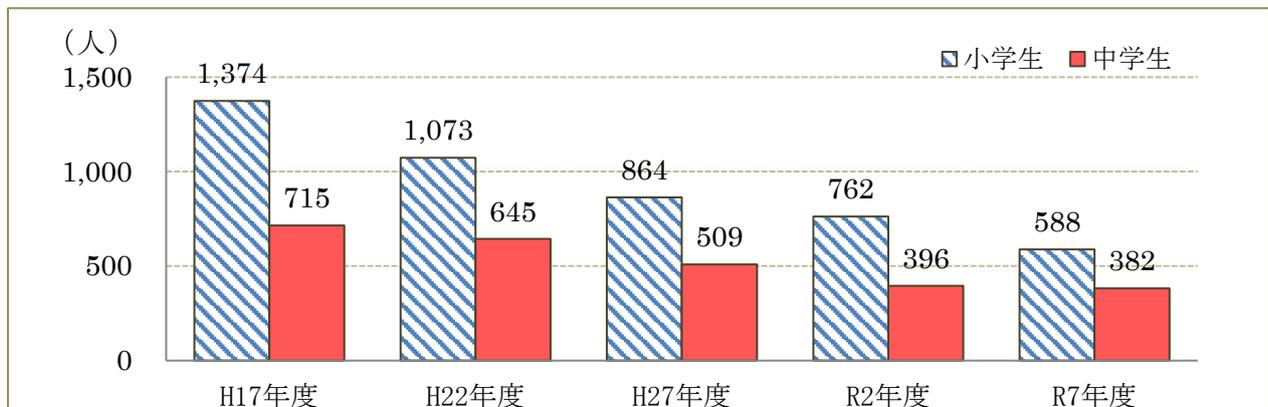
「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の問いに対して、香美町の児童生徒が「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答している割合（「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙への回答結果から）

図表2 将来の夢や目標について（P 9 関連）



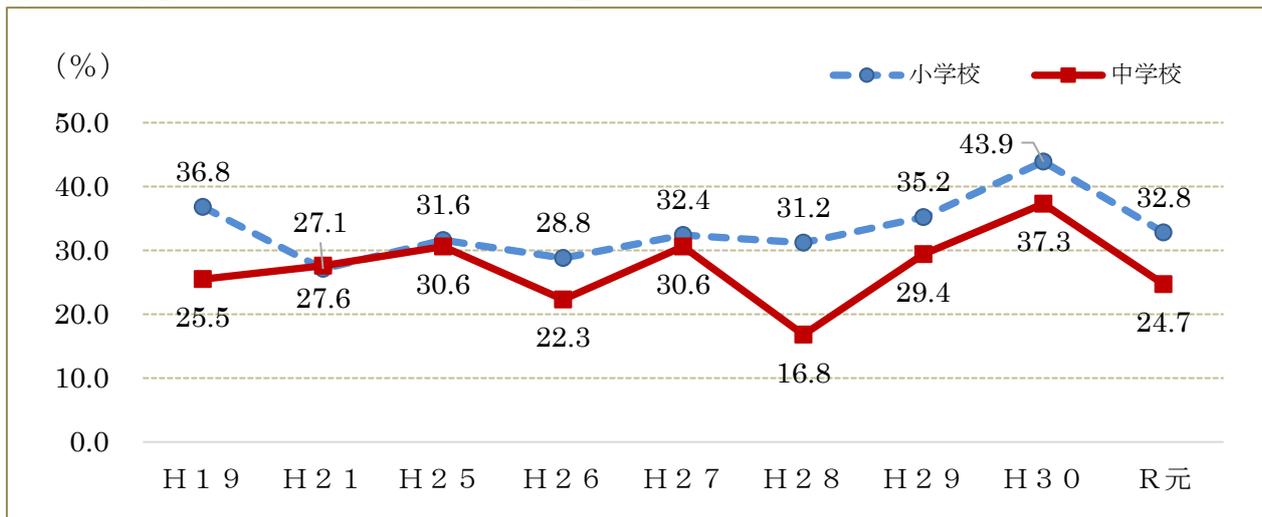
「将来の夢や目標を持っていますか」の問いに対して、香美町の児童生徒が「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答している割合（「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙への回答結果から）。

図表3 児童生徒数の推移（P 5 関連）



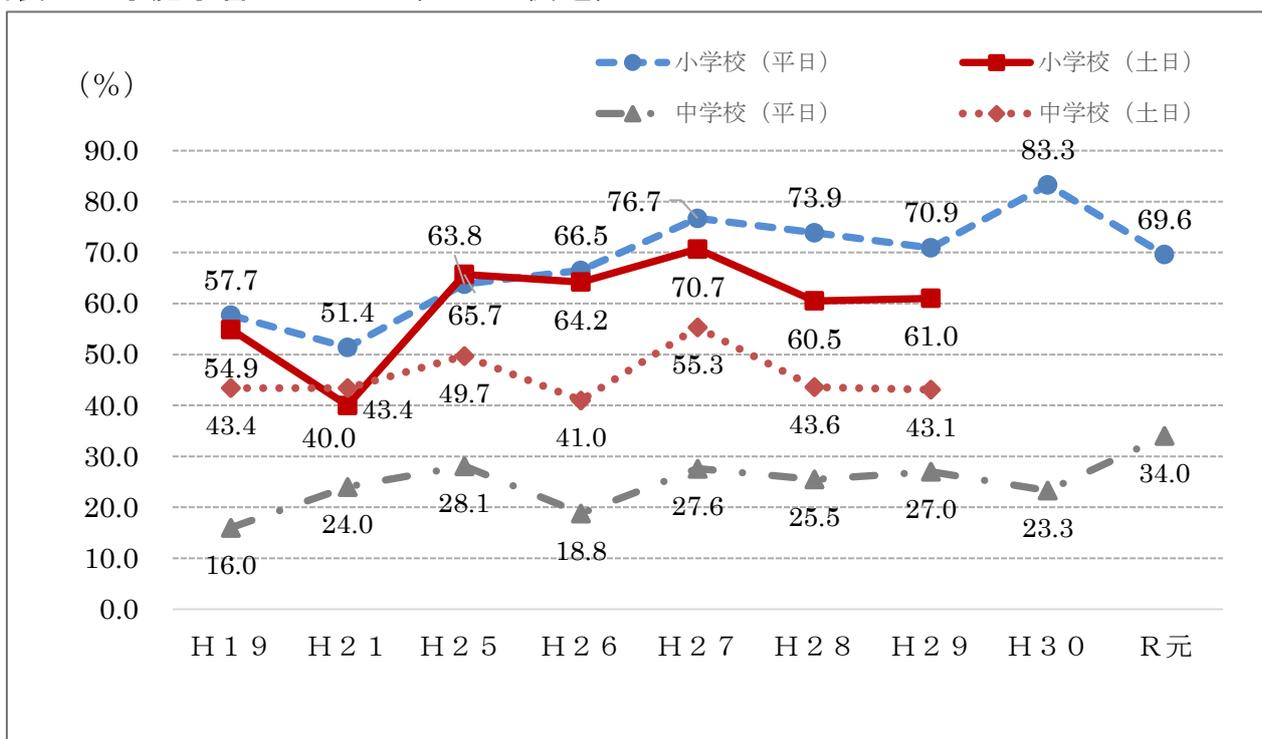
「学校基本調査」各年5月1日現在。令和7年度(予測)は、住民基本台帳（令和2年5月1日現在）に基づく。

図表4 読書時間について（P18関連）



「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の問いに対して、香美町の児童生徒が「30分以上」と回答している割合（「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙への回答結果から）

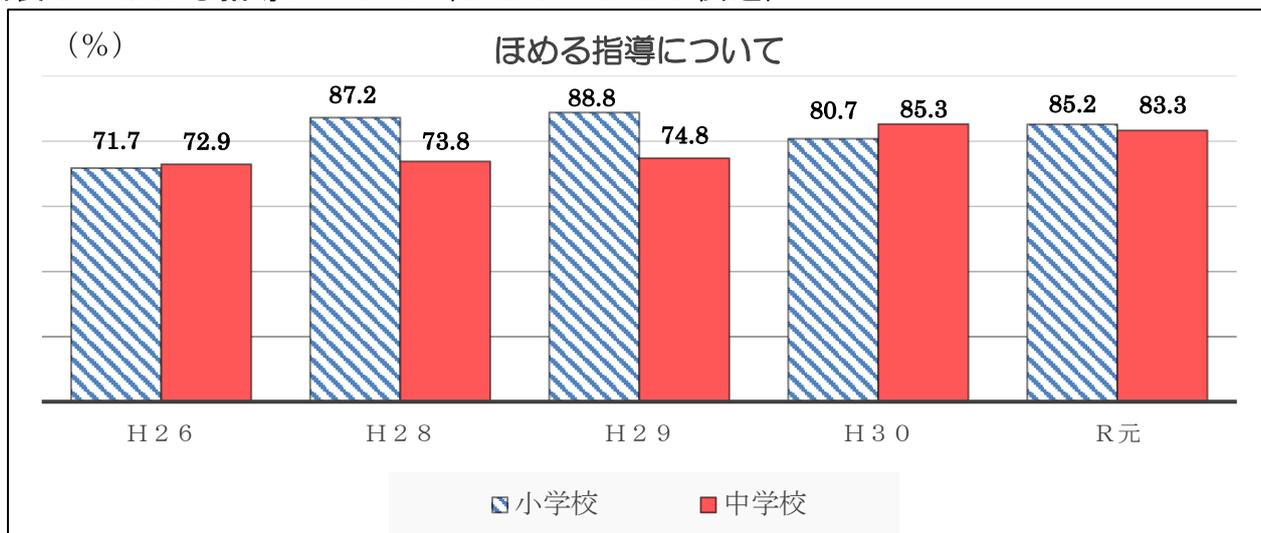
図表5 家庭学習について（P18関連）



「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）」の問いに対して、「1時間以上」と回答している香美町の小学6年生と「2時間以上」と回答している香美町の中学3年生の割合（「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙への回答結果から）

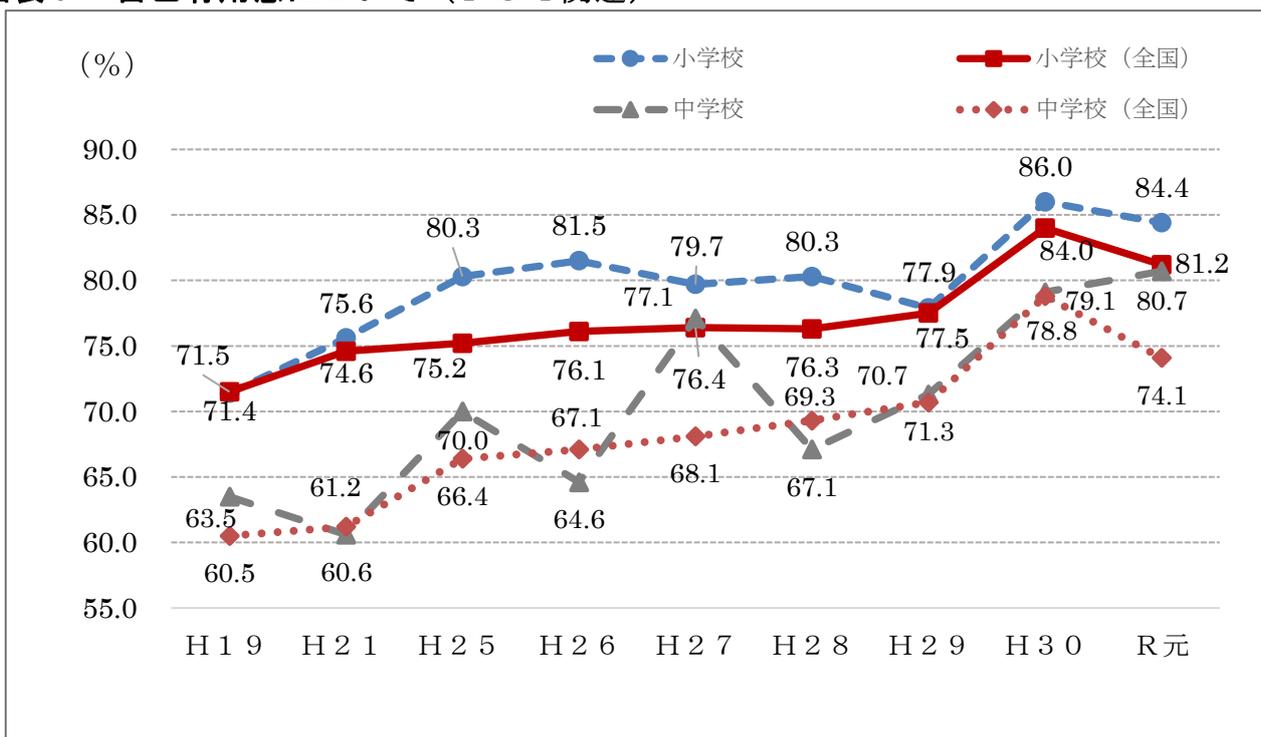
なお、平成30年度、平成31年度（令和元年度）については、土日の学習時間を問う質問はありませんでした。

図表6 ほめる指導について（P20・P29関連）



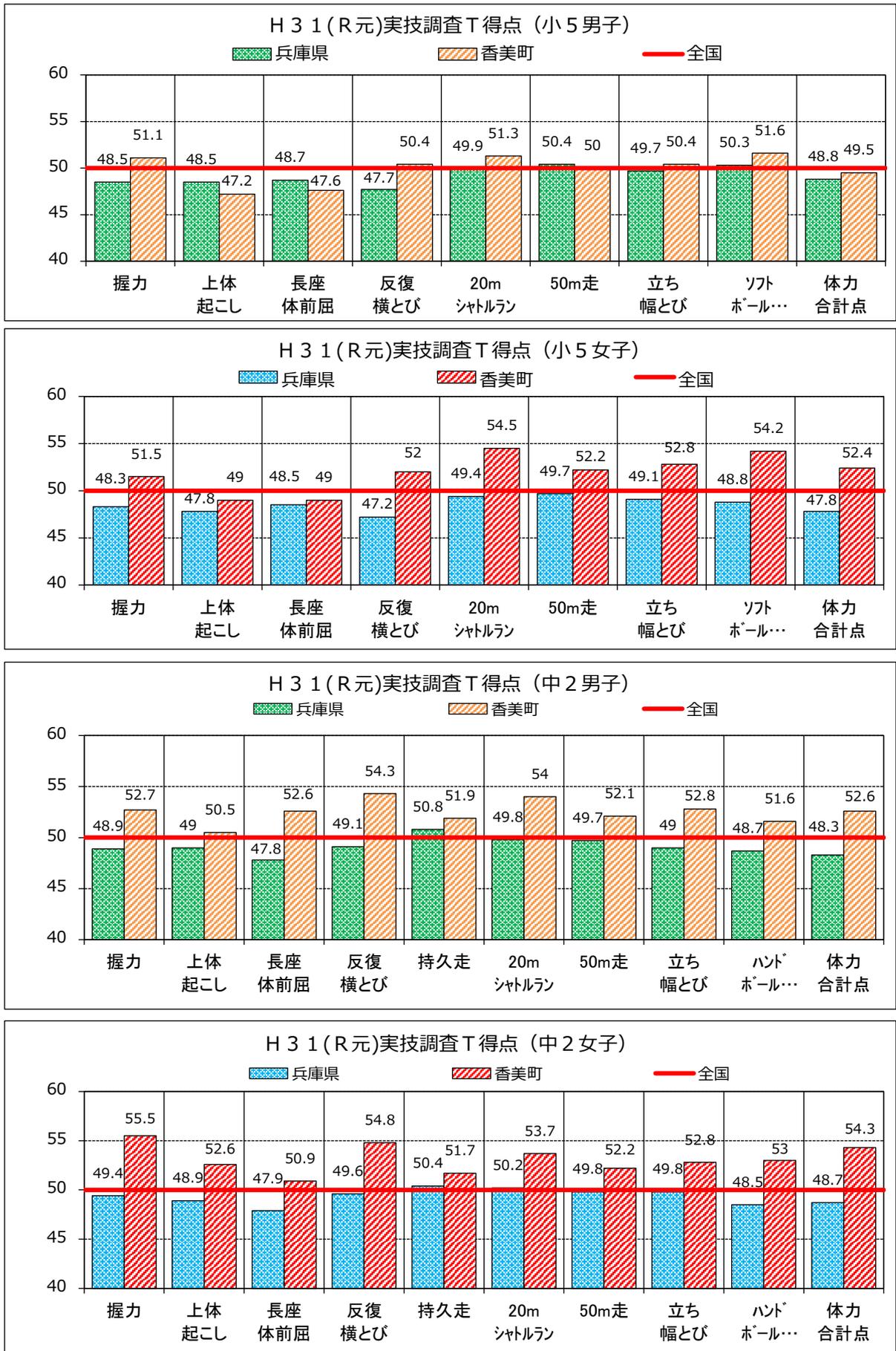
「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」の問いに対して、香美町の児童生徒が「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答している割合（「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙への回答結果から）

図表7 自己有用感について（P34関連）



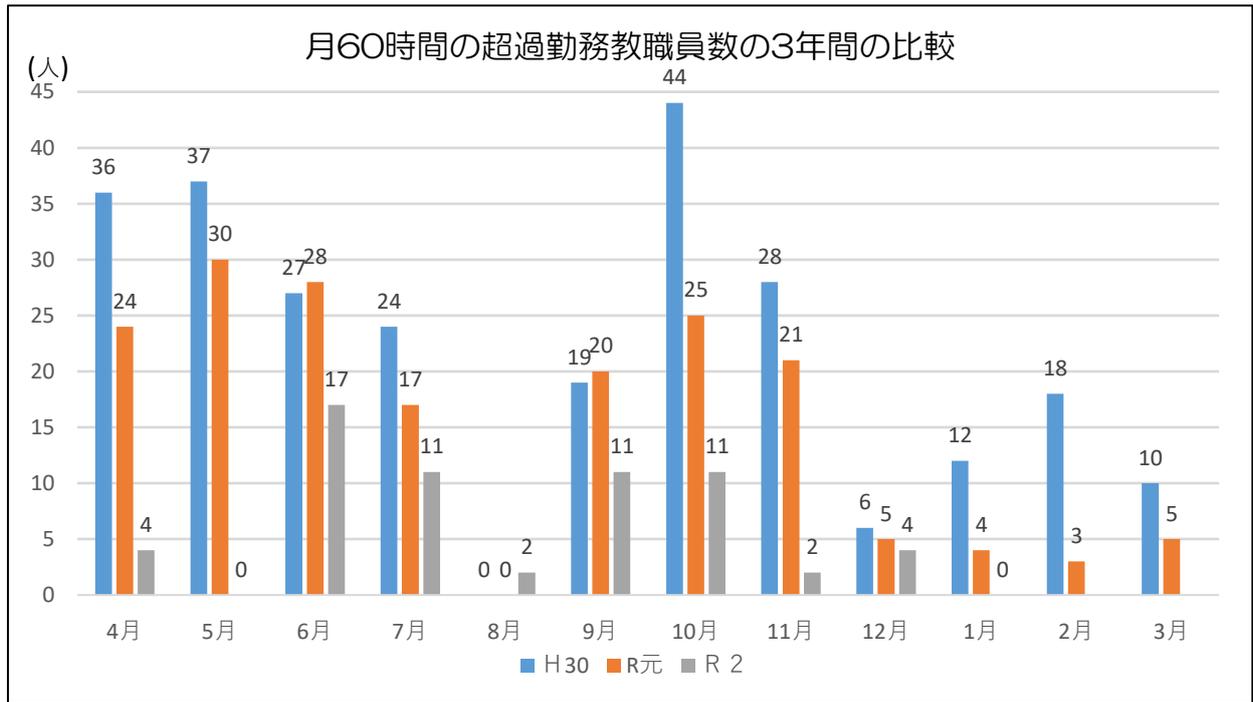
「自分には、よいところがあると思いますか」の問いに対して、香美町の児童生徒が「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答している割合（「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙への回答結果から）

図表8 香美町の児童生徒の体力・運動能力（P27関連）



(スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」による)

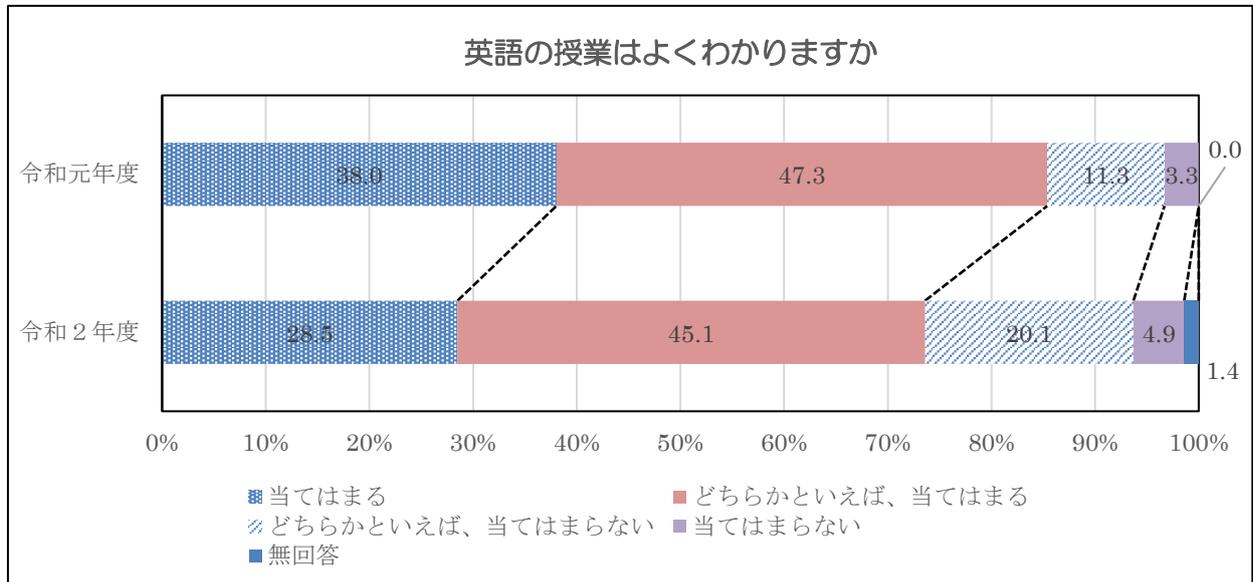
図表 9 教職員の勤務実態（P 3 4 関連）



(香美町教育委員会調査から 令和3年1月末現在)

図表 10 中学校3年生の英語力の状況等について（P 8, 9 関連）

【英語の授業の理解度】



(香美町教育委員会調査から)

【英語能力判定テストによる「CEFR A1」レベル相当の生徒数の割合】

R元	R2
54.1%	63.4%

(香美町教育委員会調査から)

(注)「英語能力判定テスト」(通称「英検 I B A」)とは、公益財団法人日本英語検定協会が作成したものであり、令和元年度から香美町独自の事業として取り組んでいるテストである。

【「CEFR A1」レベル相当の生徒数の割合】

(%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
香美町	53.1	45.6	35.8	51.0	48.3	46.8	55.4	56.4
					(37.5)			
兵庫県	29.2	30.6	33.8	32.0	36.4	40.8	40.2	今後公表予定
全 国	32.2	34.6	36.6	36.1	40.7	42.6	44.0	

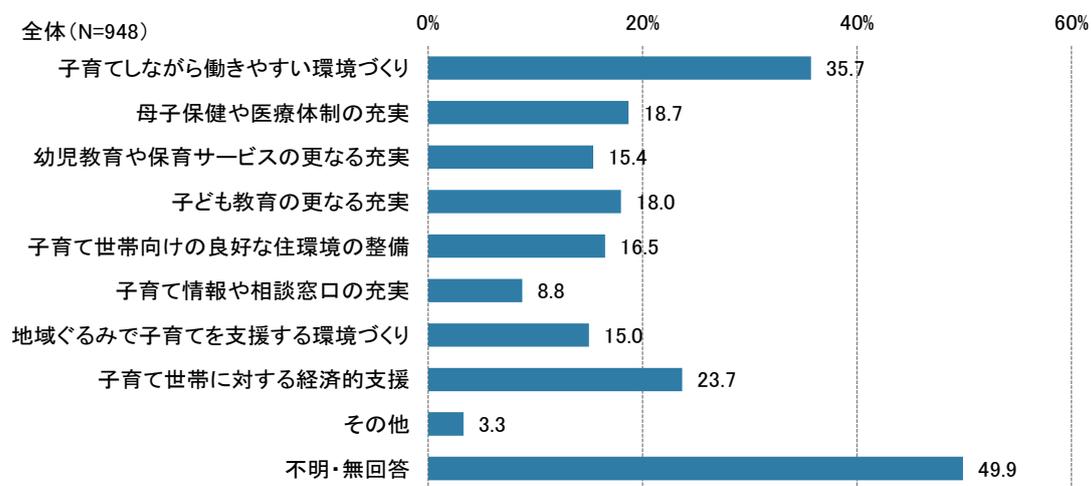
(注1) 「公立中 学校・中等教育学校(前期課程)における英語教育実施状況調査(文部科学省)による」(調査基準日; 当該年の12月1日現在)

(注2) 平成29年度の括弧書き数字は、香美町独自調査による実際に英検3級以上を取得した生徒の割合である。

(注3) 令和2年度の数字は、文部科学省による調査が実施されなかったため、兵庫県教育委員会が独自に実施した調査である。(兵庫県分は今後公表予定)

図表 11 子育て支援と暮らしやすさについて (P 37 関連)

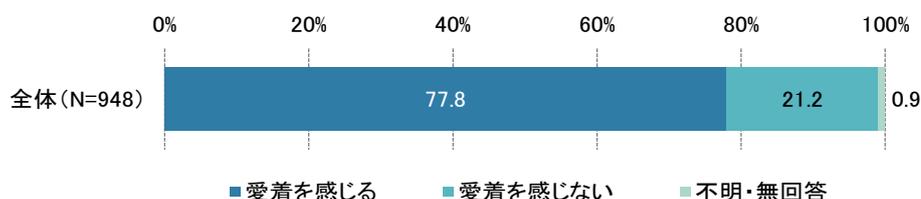
● 香美町を子育て中の方にとって暮らしやすいまちにしていくためには、今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答可・%は有効回答数に対する割合)



(第2次香美町総合計画から)

図表 12 ふるさとへの愛着について (P 45, 46 関連)

● 「あなたは香美町に愛着を感じていますか。」



(第2次香美町総合計画から)

図表 13 香美町の文化財（P 4 4 関連）

【国指定】

区分／種別	建造物	工 美 芸 術 品 術	古 考 文 書 書 古	有 形	無 形	史 跡	名 勝	記 天 念 物 物 然	主な文化財
有形文化財		6							大乘寺障壁画
民俗文化財					1				鎧麒麟獅子舞
記念物							1	2	香住海岸

【県指定】

区分／種別	建造物	工 美 芸 術 品 術	古 考 文 書 書 古	有 形	無 形	史 跡	名 勝	記 天 念 物 物 然	主な文化財
有形文化財	5	4	1						黒野神社本殿
民俗文化財					1				香美町の三番叟
史跡名勝 天然記念物						3	1	9	小長迫の大トチ

【町指定】

区分／種別	建造物	工 美 芸 術 品 術	古 考 文 書 書 古	有 形	無 形	史 跡	名 勝	記 天 念 物 物 然	主な文化財
有形文化財	5	9	1 3						山名禅高木像
民俗文化財				4	5				粗岡芸踊り
記念物						1 3	2	1 3	小代神社の巨木群

【国登録】

区分／種別	建造物	工 美 芸 術 品 術	古 考 文 書 書 古	有 形	無 形	史 跡	名 勝	記 天 念 物 物 然	主な文化財
有形文化財	1								森田家住宅

図表 14 施策等一覧（「教育の重点」掲載関係）

関連基本方針等	事業名等	主な取組内容	経費区分	
			国・県	町
香美町ならではの教育の挑戦（P5）	若手教員指導力向上事業、小学校学力向上事業	初任者を対象とした設置者別研修会などの機会を活用し、若手教員の指導力向上を図る。 小学校教育研究会と連携し、国語科、算数科における学力向上の方策等について研鑽を積む。		○
1-(2)-5	学校間スーパー連携チャレンジプラン「学力向上ステップアップ授業」	町内の9小学校が2つのグループに分かれ、それぞれのグループの中で連携し合い実施する合同による多人数授業		○
1-(3)-1	ひょうごがんばり学びタイム	英語に堪能な地域人材等を活用したりし、授業中や放課後において子どもたちの学習を支援する事業	○	
1-(4)-5	スクールカウンセラー	いじめ、暴力行為、不登校等の児童生徒の問題行動等に適切に対応するために公立小・中学校に配置された「心の専門家」	○	
1-(4)-5	スクールソーシャルワーカー	児童生徒の置かれた様々な環境の問題により、学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町に置かれた社会福祉士等の資格を有する者	○	○
1-(5)-2	小学校英語力スキルアップ事業	町内小学6年生を対象として、長期休業中の2日間、ALTなどといっしょに英語による活動に取り組む事業		○
1-(5)-2	中学校英語力スキルアップ事業【仮称】	町内中学3年生を対象として、長期休業中の2日間、ALTなどといっしょに英語による活動に取り組む事業		○
1-(5)-2	英語能力判定テスト	町内の全中学生を対象として実施する英語力向上を支援するテスト		○
2-3	ふるさとのしり博士	香美町の歴史的人物、自然、歴史、伝統文化、観光、産業などの各分野に詳しい人を「ふるさとのしり博士」として登録し、学校のふるさと学習、公民館講座、青少年健全育成、PTA活動などで講師となる。		○
2-3	ふるさと教育応援団	学校支援活動を行う地域のボランティアで、読み聞かせやふるさと学習などの学習支援活動、学校環境整備、登下校の見守り、学校行事支援などを行う。		○
2-3	自然学校	公立小学校等の5年生を対象として、豊かな自然の中で人や自然とふれあう様々な活動を実施する事業	○	○

2-3	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」	公立中学校等の2年生を対象として、家庭・地域社会との連携のもと、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重して実施する社会体験活動事業	○	○
2-3	魚料理実習	町内の全中学生が魚の三枚おろしなどを習得することを目的とした調理実習		○
3-4	元気体操教室	5歳児を対象とした運動遊び教室で、全身を使った運動、リズム遊び、器械運動等により、幼児期の運動能力の育成と運動の習慣化をめざす。		○
3-5	ふるさと給食試食会	地元産食材をふんだんに使った「日本一のふるさと給食」を町民の皆さんに試食してもらう事業		○
4-(2)	学校間スーパー連携チャレンジプラン「就学前わくわく交流会」	町内の幼稚園、保育所、認定こども園の園児がグループや年齢別に分かれて交流体験する事業		○
7-4	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業	○	○
7-4	幼稚園預かり保育	幼稚園の教育時間後や長期休業日等に、保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難な園児を幼稚園で預かる事業	○	○
7-5	延長保育事業	保護者の就労等やむを得ない理由により、保育時間の延長が必要な子どもを保育する事業	○	○
7-6	病児保育事業	保護者の就労等の理由により、家庭での保育が困難な子どもで、病気や体調不良になった子どもを一時的に保育する事業	○	○
8-2	P T C A 活動	P T A を核として、地域住民(C:コミュニティ)の参画と協働による活動		○
9-(1)-3	土曜チャレンジ学習事業	子どもたちが、土曜日にふるさとの自然、歴史、伝統文化、人材に学ぶ体験を通じ、地域の価値を見出す交流学习	○	
9-(1)-4	青い鳥学級	学校卒業後の視覚障害者を対象として開設し、ボランティア登録者の協力を得ながら、社会人としての幅広い教養や実用的な知識、技能等を習得するとともに、町民との交流の場を提供する学級		○
9-(3)-2	放課後子ども教室	幼稚園、小学生を対象とし、放課後に学校の空き教室や地区公民館の施設を活用して、安全安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、集団遊び等を行う。	○	
9-(3)-2	家庭教育学級	家庭の教育力の充実、支援を図るため、各幼・小・中学校のP T A が主体となって行なう学級		○
12-1	ふるさとおもしろ塾	地域で子どもを育てる取組として、伝統的な技術や知恵を学びながら、子どもたちがふるさとを知り、ふるさとに学ぶ学習や自然体験を行う。		○

12-3	ふるさと語り部講座	町民を対象として、香美町の歴史、文化、自然、観光など、ふるさを学ぶ公民館連携講座		○
13-1	ふるさと教育交流会	町内各地で取り組まれているふるさと教育や青少年育成活動、PTA活動の実践発表を行う交流会		○

第一月曜日は



3つの町民運動

の日

教育委員会では、学校、家庭、地域で、全ての町民が取り組みやすい具体的な運動として、「読書」「あいさつ」「体力づくり」の3つの町民運動を提唱しています。将来、香美町を担う子どもたちのために、「たくましく生きる力」の最も基礎基本である基本的な生活や学習習慣等を、町ぐるみで育むよう、この3つの町民運動に取り組みます。

子どもたちの成長をお互いに喜びあえる『絆のあるふるさと』の実現に向けて、町民の皆さまの積極的なご参加をお願いします。

読書運動

ボランティアグループによる読み聞かせ。

みんな、集中して聞いています。

(兎塚小学校での様子)



あいさつ運動

中学生も一緒に、あいさつ運動。元気な声が響きます。

(小代小学校・中学校)

体力づくり

ラジオ体操は、手軽にできる運動です。
健康維持に最適です。



月に一度、みなさんと「読書・あいさつ・体力づくり」について、話し合い、一緒に取り組みましょう。

家庭・学校・地域でやろう



香美町教育委員会

ふるさとに学び 夢や志を抱き ふるさと香美を大切に作る人づくり

香美町 トリプルチャレンジ大作戦

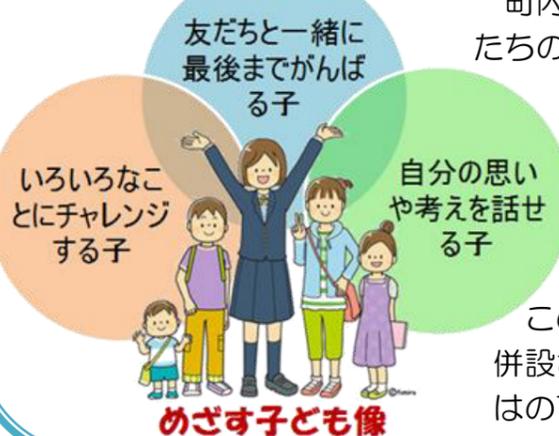
◆ねらい

小規模校の子どもたちを集め、学校園の内外において多人数での合同授業や交流学习などの学習機会を様々な場面で行うことにより、子どもたちの「生きる力」の育成を図る。

町内のほとんどの小学校は1学年1学級の小規模校で、友だちの数が少なくなっています。子どもたちの育ちを考えた場合、保護者は次のような不安を持っていることがわかりました。

- ①入学から卒業まで同じ人間関係が続くことにより、友だち関係の固定化や序列化などの不安
- ②多人数による教育や集団活動が制約されるため、多様な授業ができないのではないかという不安
- ③切磋琢磨の機会が少なく、主体性・積極性や望ましい競争心の育成不足

このような保護者の不安を克服していくため、きめ細かな指導のできる小規模小学校、各小学校に併設された幼稚園、小学校区ごとに配置された地区公民館などの教育資源を生かした、香美町ならではの下記の3つの事業を実施し、「香美町トリプルチャレンジ大作戦」と総称して展開します。



幼・保・こども

学校間スーパー連携チャレンジプラン
就学前わくわく交流会

◆方法

- ・4つのグループに分かれて、年間10回程度の交流学习を実施
- ・4歳児と5歳児の年齢別の交流により、多人数の交流体験を実施

◆内容

- ・友だち関係の固定化の解消を図る。
- ・多くの友だちと関わりながら、コミュニケーション能力の育成を図る。
- ・山、海の感動体験を通して生きる力を培う。

◆指導

- ・複数の指導者が役割を分担し、複数指導により、多人数の効果的な学習を行う。



小学校

学校間スーパー連携チャレンジプラン
学力向上ステップアップ授業

◆方法

- ・9小学校が2つのグループに分かれ、それぞれのグループの中で連携し合い、年間10回程度、30時間程度の合同による多人数授業を実施
- ・上記以外に5年生の自然学校（4泊5日）や6年生の修学旅行（1泊2日）など、合同で実施

◆内容

- ・単学級による人間関係の固定化を解消し、学習形態を工夫することにより、学習に対する興味関心や学習意欲を高め、学力の向上を図る。
- ・人間関係を構築する力やコミュニケーション能力を伸ばし、社会性を育成する。
- ・多様な考え方にふれたり、自分の考え方を伝えたりすることで、表現力や思考力を高める。

◆指導

- ・複数の教員が役割を分担し、複数指導により児童の個人差に応じたきめ細かな指導や効果的な授業を行う。



公民館・地域

土曜チャレンジ学習事業

◆方法

- ・中央公民館を拠点に、土曜日等に香住区と村岡・小代区で、年間10回程度、体験交流学习を実施

◆内容

- ・異校区、異学年の小学生たちが校外で体験活動を通じて交流する。
- ・ふだんとは異なる集団の中で、自主性・主体性を高める活動を通して、たくましさを身に付ける。

◆指導

- ・地域の大人、高校生が講師となり、地域資源を教材にして子どもたちに地域の価値を見出す学習を行う。



ステキな親子10ヵ条

「小学校用」

子育ての基本は家庭 親育ち子育て共に学びあい

香美町内小学校では、子どもたちが集団生活の中で健やかに成長することを願い、よりよい環境、さまざまな体験などを通して、基本的な生活習慣などが身に付くよう取り組んでいます。その実施にあたっては家庭の協力がぜひとも必要です。そこで下記のことを、学校と保護者が一体となって真剣に取り組みたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



「小学校用」以外に「認定こども園・保育所用」
「幼稚園用」「中学校用」もあるよ！

ステキな親子10ヵ条（3つの町民運動）

1 早寝 早起きをしよう

・成長ホルモンが一番分泌されるのは夜中頃、規則正しい生活リズムが元気の源です。

2 家族で朝食を食べよう

・家族と一緒に食べると食欲が増します。好き嫌いをなくすることが健康な体づくりの基本です。
・食べないと脳が働かず、根気、集中力に欠け、落ち着きがなくなり学力の低下にもつながります。



3 あいさつをしよう

・その場にあったあいさつが子どもに身に付くよう、まず大人からしましょう。
・「はい」「ありがとう」「ごめんなさい」も大切なあいさつです。



4 親子で会話を楽しもう

・「後で」は、子どもの心は寂しさでいっぱい。言葉のキャッチボールで気持ち満たされます。
・携帯電話、メール交換、ゲームに夢中になり過ぎないようにしましょう。

5 お手伝いをしよう

・お手伝いに参加させ、家族の一員として役に立っている喜びや感謝の気持ちを伝えましょう。
それが次の意欲につながります。また、やり通すことで子どもの忍耐力が養われます。



6 親子で読書を楽しもう

・興味のある本や年齢に応じた本を身近な所に置いておくと、読書への意欲に結びつきます。
・親子で読書を楽しみ、読んだ後も家族で楽しみをわかち合しましょう。

7 交通ルールを守ろう

・飛び出しやひとり歩きは事故のもと。自転車の安全点検、ヘルメットの着用で子どもを守りましょう。



8 戸外で元気よく遊ぼう

・テレビゲームは時間を決め約束を守りましょう。また体を動かすと体力向上、脳の活性化につながります。

9 善悪のけじめをつけよう

・人として「あたりまえ」のこと（良いこと・悪いこと）を、「あたりまえ」に伝えていきましょう。
・話を聞く態度が身に付くと、集中力が増し、望ましい学習態度や学習意欲につながります。

10 家族・地域へのふれあいを大切にしよう

・一緒に食事、一緒に遊び、一緒にお風呂、どれもうれしいことです。
・地域も大切なふれあいの場、地区行事にも進んで参加しましょう。心豊かな育ちにつながります。



大人にとって故郷は^{ふるさと}
過去の思い出だが
子どもにとっては
現在^{いま}であり
未来である
今 仲間や
地域の人たちと
何をしたかが
やがて大人になって
故郷^{ふるさと}になる

「香美町教育の重点」
令和3年3月発行
編集・発行
香美町教育委員会